

那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 平成 31 年 3 月 8 日（金） 午前 10 時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 勝村 晃夫

委員 君嶋 寿男 委員 綿引 孝光

委員 笹島 猛 委員 助川 則夫

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一

事務局次長 清水 貴

書記 小田部 信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐職以上と発言者）

副市長 宮本 俊美

行財政改革推進室長 平松 良一 行財政改革推進室長補佐 加藤 裕一

企画部長 今泉 達夫

秘書広聴課長 会沢 義範

秘書広聴課長補佐 綿引 稔

政策企画課長 大森 信之

政策企画課長補佐 篠原 広明

総務部長 川田 俊昭

総務課長 渡邊 荘一

総務課長補佐 海野 直人

財政課長 茅根 政雄

財政課長補佐 石井 宇史

財政G長 生田目綾子

税務課長 柴田 秀隆

税務課長補佐 武藤 隆

収納課長 飛田 良則

収納課長補佐 高島 啓子

支所長 堀口 才二

市民生活部長 小橋 洋司

防災課長 桧山 達男

防災課長補佐 秋山 光広

防災G長 舘 政則

市民協働課長 玉川 一雄

市民協働課長補佐 田口 裕二

市民課長 関 郁夫

市民課長補佐 会沢 和代

環境課長 大竹 将夫

環境課長補佐 関 雄二

建設部長 玉川 秀利

土木課長 今瀬 博之

土木課長補佐 海野 英樹

こども課長 大森 晃子

学校教育課長 小橋 聡子

消防長 飛田 裕二

消防本部総務課長 大谷 貞章

消防本部予防課長 山田 三雄

消防本部警防課長 宮田 好男

東消防署長 寺門 博文

西消防署長 鈴木 将浩

請願説明者 花島 進

会議に付した事件

(1) 議案第 1 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

…原案のとおり可決すべきもの

(2) 議案第 2 号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

て

…原案のとおり可決すべきもの

- (3) 議案第 3 号 那珂市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

…原案のとおり可決すべきもの

- (4) 議案第 9 号 平成 30 年度那珂市一般会計補正予算 (第 7 号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (5) 議案第 10 号 平成 30 年度那珂市一般会計補正予算 (第 8 号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (6) 議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

- (7) 議案第 20 号 平成 31 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

- (8) 議案第 25 号 公の施設の広域利用に関する協議について

…原案のとおり可決すべきもの

- (9) 議案第 26 号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について

…原案のとおり可決すべきもの

- (10) 議案第 27 号 土地売買契約の一部を変更することについて

…原案のとおり可決すべきもの

- (11) 第 4 次那珂市行財政改革大綱 (平成 31 年度から平成 35 年度) について

…執行部より報告あり

- (12) 本米崎小学校跡地の利活用について

…執行部より報告あり

- (13) 那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況について

…執行部より報告あり

- (14) J A 常陸旧東部支店の跡地について

…執行部より報告あり

- (15) 那珂市地域防災計画の修正について

…執行部より報告あり

- (16) 那珂市国民保護計画の修正について

…執行部より報告あり

- (17) 請願第 1 号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願

…全会一致で、原案のとおり採択すべきもの

議事の経過 (出席者の発言内容は以下のとおり)

開会 (午前 10 時 00 分)

委員長 皆さん、おはようございます。総務生活常任委員会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。きょうは案件が多くありまして、場合によっては 5 時を過ぎる可能性もありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そして、委員の皆様には簡潔な質問、そして執行部の皆さんにはわかりやすい説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って進めていきたいと思えます。よろしく願います。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話などについては、マナーモードにするなどご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、外関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日から常任委員会の議案審議が始まりました。

本日は、総務生活常任委員会、先ほど萩谷委員長からも話がありましたように、たくさん案件がありますので、時間等もかかるかと思いますが、委員の皆様はじめ、慎重なるご審議をお願いいたしまして私からの挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。ご苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

総務生活常任委員会ご出席、大変お疲れさまでございます。

執行部からの案件につきましては、新年度の予算を中心といたしまして議案10件、その他報告案件6件でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申し上げます。

平成31年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べた後、歳入については、款及び項まで、歳出については、款、項、目までの説明をしてから新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要なものの説明をお願いいたします。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは審議に入ります。

初めに、議案第9号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の茅根です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いたいいたします。

それでは、一般会計補正予算1ページをごらんください。

議案第9号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正となります。

追加として、2款総務費、1項総務管理費、ふれあいセンターよしの管理事業1,296万円。

次のページになります。

第3表地方債補正。

変更になります。一番上の戸多地区交流センター整備事業、それから上から8番目、常備消防車両整備事業、その下の全国瞬時警報システム整備事業、その下の罹災証明書交付等共同整備事業及び、一番下になります臨時財政特例債、いずれも額の確定によるものになります。

8ページをお願いいたします。

歳入になります。

1款市税、1項市民税、1目個人450万円の減、2目法人4,000万円。

1款市税、2項固定資産税、1目固定資産税9,000万円。

1款市税、4項市たばこ税、1目市たばこ税1,400万円の減。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税1,700万円の減。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金2,487万9,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税4億6,508万9,000円。

次のページになります。

12款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金20万円の減。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金631万4,000円。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金98万2,000円、2目民生費国庫補助金882万3,000円の減、4目土木費国庫補助金6,367万7,000円の減、5目教育費国庫補助金111万5,000円の減。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金704万6,000円の減。

10ページをお願いいたします。

4目教育費負担金3,218万4,000円。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金225万4,000円、4目農林水産業費県補助金877万3,000円、10目消防費県補助金28万3,000円。

18款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金10億467万5,000円の減。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3億3,572万2,000円。

次のページになります。

20款諸収入、4項雑入、4目雑入876万5,000円。

21款市債、1項市債、1目総務債180万円の減、3目農林水産業債650万円の減、4目商工債500万円の減、5目土木債1,380万円の減、6目消防債430万円の減、7目教育債90万円、8目臨時財政対策債961万1,000円の減。

12ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,211万1,000円、6目企画費205万6,000円の減、7目コミュニティ費1,096万円、9目国際・市民交流費354万円の減。

次のページになります。

13目財政調整基金費920万9,000円、14目諸費140万4,000円の減。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費177万2,000円の減。

16ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費130万円の減。

17ページになります。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費614万4,000円の減。

20ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費113万3,000円の減、3目消防施設費66万4,000円の減、5目災害対策費571万2,000円の減。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 11ページ、市債。

この臨時財政対策債というのは何の使用目的で起債を起こしたのかな。下のところ。

財政課長 こちらにつきましては、国の交付税の分の減少を穴埋めするための地方赤字特債となっております。

以上でございます。

笹島委員 意味がわかんないんだけど、要は、これはうちのほうで起債を起こして交付税措置で返ってくるわけでしょう。もうちょっと詳しく教えて。

財政課長 こちらにつきましては、国のほうで地方交付税を地方に交付する際に、その所要額を確保できないので、その足りない分を地方が地方債を起こして、その足りない分を穴埋めする。その借入金につきましては、後日、先ほど委員がおっしゃったとおりに、後から交付税で措置される制度でございます。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、形だけ起債してくれと、後で交付税措置をするからという結果論でいいんですか。

財政課長 そのとおりでございます。

笹島委員 これ、その返ってくる云々というのはいくらってわかっているのですか。これ、いろんな交付税で30億円ぐらいか、今回はくるのでしょうか。これ、中身はわかるの、何か色ついているわけじゃないからわかんないんでしょうけれども、自分らで確かめられるのかな、そういうのは。本当にこれが戻ってきているのかどうかということとは。

財政課長 先ほど委員がおっしゃったとおりに、算定の中の数字として入っております、そこにお金の、現金等がここだというのではなく、その算定の数字の中にきちんと数字が入っているということでございます。

笹島委員 そうすると、こちらのほうで来たものに対して信用するほかないわけでしょう。今、色ついているわけじゃないから、こういう、色っていうか、そういうふうには、この交付税措置でこれは戻ってきましたお金ですよというふうにして交付金が出てくるわけじゃないでしょう。いきなりぽんと出るわけでしょう。

財政課長 そのとおりです。

副市長 補足します。

交付税は、いわゆる基準財政収入額と需要額の差が交付税として入ってきます。この臨時財政対策債の算定は、基準財政需要額の公債費の部分で数字としては算定されています。ですから、そこから基本的には、那珂市であればその基準財政収入額がふえれば基本的にその部分はなくなってきますけれども、計算上はきちんとされていますので、それはきちんと算定されていると意味でご理解いただければいいかと思えます。ですから、例えば基準財政収入額のほうが高い市町村は当然交付税はゼロになりますから。ただ、交付税の需要額としては計算しているけれども、基準財政収入額より税収がたくさん、多いところはゼロになるだけであって、基本的には算定がされているという解釈でいいかと思えます。よろしいでしょうか。

笹島委員 そうすると、なるべく、交付金で戻ってくるわけだから、余り自主財源を高くしちゃうと交付税措置が下げられちゃうのかな。そういうことはない、これは別個にやってくれるのかな。

副市長 基本的は、この交付税そのものの制度は、いわゆるどこの市町村においても最低限の生活を保障するという事で市町村間の是正をしている制度です。これは、戦後できたものでございますけれども、いわゆる税収が高い市町村については、当然そこは自分のところでやっていけるんだから交付税は必要ないでしょうという意味で交付税の制度ですから。税収が足りないところは、そこは国が補填しましょうという制度です。ですから、税収を減らせばいいという話ではないです。いわゆる市町村間の是正をするための制度ですから。

委員長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

助川委員 17ページです。

歳出の衛生費のところのごみ啓発等推進事業。

委託料として指定袋作成614万円の減となっていますけれども、これは減額され

る、安くなっているということなんですか、数量も変わっているのかな、作成費が。
環境課長 環境課でございます。

こちらにつきましては、入札差金ということで、差額でございます。

助川委員 入札差金ということは、値段が安かったということ。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時16分)

再開(午前10時18分)

委員長 再開します。

消防本部が出席しました。

議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算、消防本部所管部分を議題といたします。

歳出8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2目非常備消防費、3目消防施設費、4目水防費について説明を求めます。

消防本部総務課長 総務課長の大谷です。外7名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、消防本部分についてご説明いたします。

予算書の119ページをお開きください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費8億8,012万9,000円。増額の主な理由といたしまして、職員人件費によるものでございます。

123ページをお開きください。

非常備消防費についてご説明いたします。

2目非常備消防費3,412万4,000円。記載のとおり、消防団設置事業、以下2事業でございます。

124ページをお開きください。

消防施設費についてご説明いたします。

3目消防施設費8,392万9,000円。増額の主な理由といたしまして、同ページ下段

になります。主要事業説明書135ページにもあります常備消防車両整備事業6,403万9,000円。19年が経過した東消防署の水槽つき消防ポンプ自動車を更新いたしました。

次ページ、125ページになりますが、水防費についてご説明いたします。

4目水防費14万1,000円。記載のとおり、水防訓練警戒出場事業、以下2事業でございませぬ。

以上でございませぬ。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ありませぬか。

君嶋委員 先ほど説明がありました124ページ、常備消防車両整備事業。

これ、19年たっているということで、新しく買いかえるのは結構なんですけれども、今までの車、これについては今までどおりオークションか何かに出す予定なんですか。それとも、下取りするか、その点、お聞きします。

消防本部警防課長 お答えします。

今までの車両はオークションに出す予定でございませぬ。

君嶋委員 オークションの落札率って結構、下取りの値段よりも利益的にいいのかな、その辺確認したいんですけれども。

消防本部警防課長 お答えします。

予定価格よりは多少よくオークションかかります。

以上です。

君嶋委員 大体いくらぐらい。自動車屋さんでも査定してくると思うんですけれども、それと比較をしないと、オークションでいくらぐらいで落札するかというのもあると思うんで、どれぐらいの差が出ているのかなと思って、ちょっとお聞きします。

消防本部警防課長 お答えします。

市の方針で廃棄車両はオークションにかけるということなので、その辺はちょっと……。

君嶋委員 市の方針でオークションかけるというのは、それは構わないんですけれども、やはりその差額がどれだけあって、オークションのほうがいいのか、それとも、やはり専門に、自動車屋というか、そういうメーカーに下取りでとってもらったほうがいいのか、その辺が。ちょっと差がきちっとしていなければ、オークションがいいからというだけで判断するのはちょっとおかしいかと私は思うんです。

副市長 すみませぬ、補足します。

これは消防自動車に限らず市の公用車についてもオークションにかけておりますけれども、オークションにかける前に当然見積もりをとった上で予定価格を決めませぬ。それよりは当然、特に消防車に関しましてはマニアがおりまして、結構高い、普通の公用車、普通の軽の乗用車から見れば、高い値段で落札されているということございませぬ。

君嶋委員 はい、わかりました。それはそれで了解しました。

ただ、消防自動車って特殊車両ですから、これオークションで一般の方が落札して乗ることって可能なんですか。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前10時24分）

再開（午前10時25分）

委員長 再開いたします。

消防本部総務課長 答えいたします。

消防車両のほうは、回転灯及び名前等は全て消しまして、回転灯も外しまして売却している状態ですので、支障はないと思います。

委員長 よろしいですか。

君嶋委員 了解です。

助川委員 123ページ、消防団の設置事業で、団員が323人ということは、これは定数は、定数というか、今8分団ありますけれども、どのラインが定数になっているんですかね。15名ずつとは違うんですか、今、各部。

消防本部警防課長 答えします。

現在15名ですが、8分団のみ15名以上人員がいるわけで、現在のところ人員が395名という合計になります。

以上です。

助川委員 これ、各部の欠員というか、そういう状況はどういうふうになっていますか。

消防本部警防課長 答えします。

現在、25部のうち8部で欠員が生じております。欠員が今14名というところになっております。

助川委員 そういう状況において、部は1部15名になっているところが多いんでしょうけれども、消防団員の活動に当たって支障とかそういうのを考えると、できるだけ欠員をなくすような方向の運動というか、そういうことはどのようなことをされていますか。

消防本部警防課長 答えします。

現在、消防団の部長及び自治会にお願いして人員の確保に努めております。

以上です。

助川委員 私らのところも多分欠員になっているんじゃないかと思うんだけど、なかなかやめられた方の後の補充がスムーズにいかないみたいで、地域のまちづくり委員会とか自治会の役員方にもご協力をいただきながら、消防の重要性を認識いただきながらご協力をいただいて、欠員ができるだけなくなるようお願いしたいと思っております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

綿引委員 今の助川委員の質問にちょっと続くんですけども、この団員の報酬ということでこれだけの金額が年間支払いされているんですけども、これ人数で割り算するとすごく安いような気がするんですけども、ほかの市町村とか、あと年間の出勤回数というんですか、そういうのは大体どのぐらいあるんでしょうか。

消防本部警防課長 お答えします。

報酬としましては決して低い額ではありません。中間あたりですか、県内では。年間出動としまして、消防団、火災出動を含めて年間87件ほどの出動になります。以上でございます。

委員長 いいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時28分)

再開 (午前10時30分)

委員長 再開します。

総務課及び関係課が出席しました。

議案第1号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 総務課でございます。外関係職員9名が出席しております。

議案書の6ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

議案第1号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月1日提出、那珂市長、先崎光でございます。

提案理由でございますが、本条例の別表に規定します幼稚園医及び幼稚園歯科医の報酬について、市立ひまわり幼稚園の開園により定員数が増えることに伴う限度額の改正のほか、文言の整理をするものでございます。また、保育所医及び保育所歯科医の報酬について定員数に基づく限度額に修正するものでございます。

次のページをお開きください。

次のページが改正条文になります。

それから、その次のページ、8ページになります。

8ページが新旧対照表でございます。

その次のページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

概要でございます。

概要についてご説明いたします。

改正の理由は、提案理由と同じでございます。

改正の内容でございますけれども、その下の枠の中にありますように、別表の保育所医と保育所歯科医、これを現在の、保育所医が15万4,000円以内から15万5,000円以内、保育所歯科医が年額14万5,500円以内から年額14万6,250円以内、幼稚園医が年額14万8,000円以内から年額16万2,000円以内、幼稚園歯科医が年額14万1,000

円以内から年額15万1,500円以内というふうに改正するものでございます。

施行日が今度の4月1日からということになります。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 今までは保育所医、それに保育所歯科医のほうが幼稚園のほうがよりも金額が高かったんだけど、これ定数の関係で今度は保育所よりも幼稚園のほうが歯科医をはじめ医者の方の金額がアップしたということは、定数の関係でそういう状況になったんですか。

総務課長 この基本の金額の算定に当たりましては、基本額プラス単価掛ける人数、定数でやっておりますので、今回幼稚園が統合しましてひまわり幼稚園となりまして、定数が210名となったことによりまして増加したものでございます。

助川委員 そうすると、保育所よりは幼稚園ほうが定数が増員になったからこういった形に逆転したということですね。

総務課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかに。

笹島委員 ちょっと教えてほしいんですけども、この保育所とか幼稚園とかの歯科医師とか薬剤師とかいますよね。これ、どんな仕事をするんですか。年額としては非常に安い年額なんだけども。

学校教育課長 学校教育課です。私のほうからお答えします。

これは、学校保健安全法に基づきまして学校医は設置が定められております。主に、児童・生徒の定期検診をやっていただいております。あとは、薬剤師のほうは個別の定期健診というのはないので、これは施設の衛生管理とか環境管理の指導、助言ということで設置しております。

以上です。

笹島委員 年に何回くらい健診しているの、それは。それで、実際は看護師かなんか連れてやってきているの、これは。ちょっと私わかんないけれども、説明。

学校教育課長 5月にまず最初に定期健診がございます。その後、11月ごろに新しく小学1年生になる子供、就学児健診というんですけども、そのときに健診をしていただきます。幼稚園も同じように就園児健診というのがありまして、11月、12月のころに行っております。また、医師によっては看護師を随行で連れてくる場合もあります。そのときには賃金を支払っております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第26号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 それでは説明いたします。

議案書の53ページになります。後ろのほうになりますので、よろしいでしょうか。

それではご説明いたします。

議案第26号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について。

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額を下記のとおり決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その下に記といたしまして、相手方はそこに掲載のとおりでございます。

2番として、事件の概要でございますが、平成29年11月7日の午後4時半ごろ、那珂市菅谷4458番73地先、市道の8-0006号で自転車を押して歩行中、道路脇の水路に気づかず転落して負傷したものでございます。

3番、和解及び損害賠償額でございます。

(1) といたしまして、本件に係る過失割合は市が7割であることを双方が確認する。

(2) 本件による相手方への損害賠償額は206万8,115円とする。

平成31年3月1日提出、那珂市長。

それから、その後ろでございます54ページに事故の位置図と現場の写真が掲載されております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これ、写真を見ると水路になって、ふたもしていないし、老朽化しているのかな。それで、歩道も余りないのかな。そこを何か不自由な方が歩いたような気がしたんですけれども、危険地帯で、前もあったのかな、こういうことというのは。

土木課長 土木課です。

この現場につきましては、歩道はございません。現在ある写真につきましては、コンクリートの構造物でふたがかかっている部分が道路の脇の土地としてあるところでございます。これまでに転落といった、そういった事故はここではございません。

以上です。

笹島委員 どうなんですか、ここ危なくないんですか。ふたをしたり、何かこういうふうにはしない限り。また同じことが起こるような、そういうケースって、結構な賠償金払っているからね。

土木課長 こちらは補修前の状況でございます、現在はふたがしてあり、防護柵も設置してあります。

以上です。

笹島委員 じゃ、もう万全ということでもいいんですね。理解してね。

土木課長 はい。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時42分)

再開(午前10時43分)

委員長 再開します。

財政課及び企画課が出席しました。

議案第27号 土地売買契約の一部を変更することについて、議案第10号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第8号)、以上2件については関連性がありますので一括して議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 議案第27号、議案書の55ページをお開きください。

また、お手元に本日追加資料として1部、A4版1枚のものをお配りしてあるかと思っておりますので、そちらも参照していただければと思います。

それでは説明いたします。

議案第27号 土地売買契約の一部を変更することについて。

平成29年第2回定例会において可決された「議案第49号 市有財産の処分について」により締結された土地売買契約の一部を下記のとおり変更することについて、地方自治法96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

「売却価格を7,561万7,892円から6,957万6,203円とする。」というところでございます。

提案理由でございます。

平成29年6月29日に売買契約を締結し、8月9日に引き渡した土地について、その後に隠れた瑕疵、地中埋設物があったことから、買主からの求償に応じ売却価格を減額する必要があるために、地方自治法96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

きょうお配りした資料をごらんください。

過去にも報告させていただきましたけれども、埋設物が見つかった後に特別養護老人ホームの底地、平成30年1月のところの経過に書いてありますが、2,566.38平米を掘削して埋設物を撤去し、その処分に305万4,256円かかっております。こちらを平米に換算すると1,190円の経費がかかったということでございます。その後、そのほかの場所についてはどうなんだということ指摘いただいたということで、調査が可能な一部において調査をしたところ、一部の、その当時は三十何%、40%弱のところ杭が貫入できなかった地点があったという報告もさせていただきました。その後に、その調査結果に基づいて、貫入できて埋設物がないだろうと思われるところからも後々の工事において掘削した一部からさらなる埋設物が見つかったという経緯も踏まえると、この土地全体が旧小学校時代や旧サーボ時代からも一体として使われていた土地の形状であることから、ほかの土地からも同じように埋設物が見つかる可能性が高いということでございますので、計算の方法としましては、平米単価1,190円を掘削して撤去済みの2,566平米を差し引いた残りの土地について掛け算をして、その経費が撤去に係る経費というふうなことで、その同等の金額を減額することとしたというものでございます。

今回の議会につきましては、社会福祉法人誠慈会のみが前回の要件として議決事項だったため、今回の変更契約はその誠慈会のみとなっておりますけれども、この資料にありますとおり、ほかの法人、藤慈会も株式会社クオンも同じ計算式でもって減額を措置する予定となっております。

説明は以上でございます。

委員長 次、議案第10号。

財政課長 財政課でございます。

それでは、一般会計補正予算（第8号）についてごらんください。

議案第10号になります。

議案第10号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

歳入になります。

18款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金996万9,000円。

次のページになります。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費996万9,000円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 そうしますと、議案第27号に関しましては600万円ぐらいの減額になっていますよね、減額ね、8%ぐらい、最初の価格のということ。

今、ご説明いただきましたけれども、撤去費用に関して、掘削面積が2,566平米、費用が305万円余りかかっているという、運搬、処分費含めてということで、そうしますと600万円の減額の分、あと300万円近くは散財した、そういう可能性も含めて減額されての売却ということに最終的にはなったわけなんです。

政策企画課長 残りの300万円というのは可能性云々ではなくて、残りの2つの法人、今回議決案件ではない医療法人藤慈会への減額求償分と株式会社クオンへの減額求償分を足し上げると補正の額の996万9,000円になるということでございます。

助川委員 そうすると、誠慈会の部分は金額的には。

政策企画課長 きょうお配りした資料の一番下のほうに書いてございますが、減額604万1,689円でございます。

助川委員 売買契約が済んで、もう当然お金のほうも済んでいるんでしょうから、この後は、さらに出てきてしまったというようなことは推測されないですか。

政策企画課長 先ほども説明したとおり、工事をしている途中で何か所からかまた出てきたという報告を受けております。ただ、もう建物自体全て完了して、竣工もしておりますので、今後はそういった事態はないものと、新たに掘削するようなことにならない限りはないものと考えておりますし、そういった場合、また新たな場所を掘削してこういった同じようなガラが出てきた場合でも、その部分を含めて今回はこの金額を補償しておりますので、今後新たに請求することはないということで合意をさせていただきます。

君嶋委員 以前説明を受けたときに、この株式会社クオンとかあの周辺は駐車場になるから余り深く掘らない関係もあって、多少のものが出たとしてもそんなに影響はないんじゃないかという話もあって、それを見込んだ話が、多分説明はあったような気がするんですけども、今回、全部これ掘削して処分したということは、そういうのは、もう出たものは全部処分、掘削したのはもう駐車場になろうが何だろうが関係なく、全部出たものに対しての補償だということですか。

政策企画課長 当然、駐車場として使っていた部分とか、利用形態によっては掘削する必要がないから影響が出ないと。これは、工事には影響が出ないというのはそのとおりなんでございますけれども、事業者側の言い分としては、当然影響が出ないからという話ではなくて、そもそも土地の評価の仕方が、市の説明ではそういったものが地下には全くないという前提で評価をかけていて、その評価額に基づいて算定をしておりますので、土地の価値、価格そのものが違っているのではないかと

指摘を受けて、これは当然そのとおり、もう地下には何も埋まっていないという前提での評価をした金額で買ってもらったということから踏まえると、実際には満遍なく埋まっているだろうという状況が推測されますので、土地の価値そのもの自体は減額すべきであるという判断をしたところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第27号及び10号の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第27号及び10号は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

続きまして、常任委員会協議報告案件であります。

J A常陸旧東部支店の跡地についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財政課長 財政課です。

常任委員会資料5ページをお願いいたします。

J A常陸旧東部支店の跡地についてご報告いたします。

J A常陸より、平成30年12月12日に旧東部支店の跡地について、平成30年度末の賃貸借契約期間の満了をもって市へ返還するという通知があったことから、返還後の跡地の方向性、あり方について報告するものでございます。

1番の、現状J A常陸旧東部支店跡地の概要でございますが、土地は表記、菅谷7002番の一部、こちら一部を借地しておりまして、中身としましては市街化区域、第一種住居地域になっております。

面積は、5,077.76平米のうちの1,930平米。

契約は、平成31年3月31日までとなっております。

建物につきましては、鉄骨づくり。2階事務所の延べ床729.1平米、キャッシュコーナーが敷地内に5.25平米ございます。ほか、附属建物が7棟ございます。

J Aからの通知内容につきましては、①のとおり、平成30年度をもって終了したいと。原状に復して市へ返すと。キャッシュコーナーについては、しばらくの間そのまま置いておいてほしいというような内容がございました。

今後につきましては、今後につきましては、まず1番につきましては、取り壊した後ですが、その地域の利便性、周辺環境、その他もろもろ立地条件の優位性などを考えまして、今後ますます発展する可能性を持っているということから、売却して、民間で活用して、にぎわい創設に寄与してもらいたいということを考えてご

ざいます。

それに付随しまして、その脇にあります市の管理している上菅谷駅北有料駐車場の稼働率が低い状況にございまして、この駐車場も廃止しまして、J A常陸旧東部支店の跡地と一体とした形で活用が図れるように、今後同時に、一体化して売却するという方向でやっていきたいということをございます。

参考でございますが、上菅谷駅北有料駐車場につきましては、面積が、先ほどの農協の分を差し引いた分の3,147平米、駐車可能台数は95台ですが、平成31年1月末現在におきまして29台となっております。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

笹島委員 これ、J Aは今度はどこへ行っちゃうんですか、これは。

財政課長 現在は常陸太田市にございます。

笹島委員 そうすると、これATM機だけ残してやっておって、そのATMに使う駐車場だけは、これは存続してやって、賃貸で貸すのかな、これは。そのほかは売却と、こんな形かな。

財政課長 ATMにつきましては、当分の間そのままにしておくということをございまして、いずれは撤退したいと考えているようでございます。近くにコンビニエンスストアがありまして、そちらのほうでもATMを使えますので、今すぐに壊さないで、当分の間は置きたいということで、折を見て撤退したいというふうにございます。その間につきましては、賃貸で契約をしようと考えてございます。

以上でございます。

笹島委員 ここはあれですか、商業地域というか、低層住宅地で、家しか建てられないのかな、商業地としてのあれは使えないか。

財政課長 こちらにつきましては、第一種住居地域でございまして、その用途におきましては、ある程度の店はできるようになってございます。

以上でございます。

笹島委員 すると、限られちゃうよね、どうしても。大型店舗とか何かできないよね。

財政課長 店舗につきましては、床面積が3,000平米まではできるようになってございます。

以上でございます。

助川委員 これ、賃貸に関しての契約というのは、当分の間というのはどのぐらいの年月ということで、契約を取り交わしたんでしょう。ATMのこの後、あと駐車場にかかわるその面積に関して。

財政課長 J Aの土地に付随してATMにございまして、その賃貸の契約は3月31日で終了いたします。以後、4月以降につきましては単年度で契約を遂行していく予定でございます。

以上でございます。

助川委員 そうしますと、賃貸料というのは今までよりも高いんですか、安いんですか。

財政課長 まだ賃貸の契約に至ってございませんので、額の提示はしてございません。
以上でございます。

君嶋委員 この解体した、更地にした後の土地と、J Aと、駐車場を民間に売却という
ような話をしていますけれども、既にそういう話の中で民間との交渉とか始まって
いるんですか。

財政課長 こちらにつきましてはまだ告示もしてございませんので、話はございません。
以上です。

君嶋委員 まだ話はしていないとしても、民間に売却する考えだということは、もうそ
ういう方針だということですね。

財政課長 方針で今後やっていきたいと考えております。
以上でございます。

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。
暫時休憩いたします。

再開を11時10分とします。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時13分）

委員長 再開します。

議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算、財政課所管部分を議題といたしま
す。

初めに、一般会計、歳入、2款地方譲与税から、11款交通安全対策特別交付金ま
で説明を求めます。

財政課長 財政課長の茅根です。外4名が出席しております。どうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、14ページをお開きください。

一番下になります。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税7,910万円。

次のページになります。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税1億9,030万円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金833万円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金2,976万7,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金2,683万1,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金9億3,328万円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金159万8,000円。

16ページをお願いいたします。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金4,998万1,000円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金5,544万8,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税32億20万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金745万6,000円。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 これ、あれだね、地方消費税交付金も結構いい収入だよ。大体1%でしたっけ、これもらえるの。

財政課長 地方消費税交付金でございますが、消費税の中に地方消費税がございまして、その額に人口割と従業員割が加算されまして算入されてございます。

財政G長 お答えいたします。

地方消費税率ということでよろしいですか。

笹島委員 はい。

財政G長 1.7%になります。

残りが国の税金というか、消費税率として6.3%で、合わせて8%分になります。

笹島委員 今度は10月から10%だと、楽しみだね。

委員長 答弁はいいですか。

ほか。

副委員長 自動車取得税交付金が大分、2,000万以上落ち込むようになっているんだけど。

財政課長 自動車取得税交付金につきましては、税金の制度改正がございまして減額となっております。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 なければ、次に、歳入、12款分担金及び負担金から13款使用料及び手数料までの説明を求めます。

財政課長 16ページの一番下になります。

12款分担金及び負担金、1項負担金。次のページ上段になります。3億394万5,000円。

13款使用料及び手数料、1項使用料。18ページになります。1億4,011万7,000円。

13款使用料及び手数料、2項手数料3,295万4,000円。

以上でございます。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、歳入、14款国庫支出金から15款県支出金まで、説明を求めます。

財政課長 18ページの一番下になります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金。次のページになります。19億7,476万7,000円。

14款国庫支出金、2項国庫補助金。20ページをお願いします。3億1,382万8,000円。

14款国庫支出金、3項委託金1,313万2,000円。

15款県支出金、1項県負担金。次のページになります。11億5,473万7,000円。

15款県支出金、2項県補助金。23ページをお願いいたします。中段になります。4億9,249万9,000円。

15款県支出金、3項委託金。24ページをお願いいたします。上段になります。1億2,176万6,000円。

以上でございます。

委員長 質疑ありませんか。

笹島委員 県支出金のこの徴税費委託金というのはあれかな、これ何のあれでしたっけ、15款。

委員長 どなたか。

財政課長 23ページ、県の委託金の、総務費の県民税徴収事務でございますが、これは県民税徴収事務の委託を受けて事務手数料が入るものでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

笹島委員 はい。

委員長 ほかになければ、次に、歳入、16款財産収入から21款市債までを説明求めます。

財政課長 24ページ中段になります。

16款財産収入、1項財産運用収入1,130万3,000円。

16款財産収入、2項財産売払収入。次のページになります。4,000円。

17款寄附金、1項寄附金4,000万2,000円。

18款繰入金、1項繰入金9億1,570万2,000円。

19款繰越金、1項繰越金2億5,000万円。

26ページをお願いいたします。

20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料2,600万1,000円。

20款諸収入、2項市預金利子2万円。

20款諸収入、3項貸付金元利収入1,445万円。

次のページになります。

20款諸収入、4項雑入。28ページをお願いいたします。3億5,699万1,000円。

21款市債、1項市債16億2,054万6,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、次に歳出に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、5目財産管理費、13目財政調整基金費、14目諸費について説明を求めます。

財政課長 38ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費1,234万6,000円。

次のページになります。

5目財産管理費2億686万6,000円。

54ページをお願いいたします。

一番下になります。

13目財政調整基金費3,560万2,000円。

次のページになります。

14目諸費、このうち一番下にございますふるさと寄付金「ふるさとの便り」事業
でございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 ふるさと寄付金、ふるさとの便り事業というのは。

財政課長 こちらにつきましては、市外の方が当市において寄付金をいただきまして、
その返礼品として市内の事業者さんの物をお送りする事業でございます。

以上でございます。

助川委員 ただいまの件なんですけど、これ、ふるさと寄付金で1,788万円という金額、
支出なんですけれども、4,000万円、一応目標という、歳入に書いてあったと思う
んですけども、それでいいのかな。それで、何件ぐらいの件数を、前年度は何件ぐ
らいで、今年度どのぐらいの件数を予算立てしてあるのか伺います。

財政課長 おっしゃるとおり、4,000万円につきましては当市の目標額としております。
平成29年度決算におきましては2,107万4,000円で754件。平成30年3月6日時点で
ございますが、1,971万7,000円、626件でございます。

以上でございます。

助川委員 今年度はどのぐらいの件数、件数的には大体同じなのかな、平均割すると。

財政課長 件数でございますが、件数につきましては1人で多額の方もいらっしゃいま
すし少額の方もいらっしゃいますので、件数と金額については特に関連的なものは
ございません。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ、次に、11款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子、3目公債諸
費、12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、2項土地開発基金繰出
金、1目土地開発基金繰出金、3項償還金、1目償還金、13款予備費について説明
を求めます。

財政課長 164ページをお願いいたします。

一番下になります。

11款公債費、1項公債費、1目元金17億262万円です。

次のページになります。

2目利子9,710万5,000円。3目公債諸費1,000円。

166ページをお願いいたします。

12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費3,000円。

12款諸支出金、2項土地開発基金繰出金、1目土地開発基金繰出金1,000円。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金1,000円。

次のページになります。

13款予備費、1項予備費、1目予備費2,000万円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時27分）

再開（午前11時29分）

委員長 再開します。

行財政改革推進室が出席をしました。

議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算、行財政改革推進室所管部分を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費について説明を求めます。

行財政改革推進室長 行財政推進室です。室長の平松でございます。外2名の職員が出席してございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書の40ページ及び主要事業説明書の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

予算書に従ひまして、款、項、目、予算額の順に説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費3億3,883万1,000円です。

次のページ、41ページをごらんください。

企画費のうち、行財政改革推進室が所管する事業は、丸印の一番下になります。行政改革推進事業22万1,000円と、次のページ、42ページの丸印の一番上、行政評価システム推進事業77万2,000円の2事業となります。

行政改革推進事業は、行財政改革懇談会の委員の報償費になってございます。また、行政評価システム推進事業は、施策評価、事務事業評価、外部評価及び市民アンケートに要する経費が主なものになってございます。

続きまして、66ページをお開きいただきます。

下の段になります。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費1,098万6,000円でございます。

こちらは、職員人件費1,024万2,000円と、その下の監査委員設置事業74万4,000円の2つの事業になります。こちらは、監査員事務局の職員人件費及び監査委員の報償費を主な経費として計上してございます。

説明は以上でございます。

委員長 これについて、質疑ございませんか。

助川委員 行政評価システム推進事業の件で、この評価委員の方というのは今何名でしたっけ、人数は。あと、年齢層はどのようになっているかお伺ひします。

行財政改革推進室長 外部評価の話でしょうか。行財政懇談会のほうか。

助川委員 これと違うの、主要事業の2ページは違うのかな。

(「その中のどれかということ。外部評価か」と呼ぶ声あり)

助川委員 外部評価委員さんと、分かれているの、これ。

行財政改革推進室長 外部評価についてお話しをさせていただきます。

外部評価につきましては構想日本にお願いをさせていただきまして、そちらから委員長1名、あとは副委員長1名、そのほかに委員が1名ということで、3名の委員の方に来ていただいております。委員長につきましては、構想日本の特別研究員をされている方で、なおかつほかの市町村を定年退職された方で、行政の経験のある方をお願いをさせていただきます。副委員長につきましては、民間企業の会社の顧問をされている、経験のある方で、那珂市のふるさと大使もお願いしている方に今回お願いをさせていただきます。一般の方の委員につきましては、一般企業の社員ということで、女性の方で、年齢は多分30代かと思われま。

以上でございます。

助川委員 年間ですと何回ぐらいの会議になっているんですか、これ。

行財政改革推進室長 年間4回ほど。フォーラムを含めて4回程お願いしております。

委員長 よろしいですか。

助川委員 はい、了解しました。

委員長 ほかありませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、常任委員会協議報告案件であります。

第4次那珂市行財政改革大綱（平成31年度から平成35年度）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

行財政改革推進室長 それでは、第4次の那珂市の行財政改革大綱の策定について説明をさせていただきます。

常任委員会の資料1ページをごらんいただきたいと思います。

第3次の那珂市行財政改革大綱の計画期間が平成30年をもって終了するために、今年度におきまして第4次の那珂市行財政改革大綱の策定作業を進めておりまして、このたび、第4次の那珂市行財政改革大綱がまとまりましたので報告をさせていただくものでございます。

それでは、この後は第4次の那珂市の行財政改革大綱をもとに説明をさせていただきたいと思っておりますので、添付資料になります、その次になります那珂市行財政改革大綱、表紙が上下に青の線があるものが大綱になりますので、そちらの1ページをまずごらんいただきたいと思います。

第1章、これまでの行財政改革の取り組みと現状では、那珂市におけます行財政改革のこれまでの取り組みや那珂市を取り巻く社会情勢等につきまして、1ページから8ページにおきまして、グラフ等を用いて説明をさせていただいております。

続きまして、9ページをお開きください。

第2章、行財政改革の基本的な考え方では、策定の趣旨や基本目標、基本方針などにつきまして9ページから11ページにかけて記載をさせていただいております。

それでは、10ページをごらんいただきたいと思います。

第4次の行財政改革大綱では、行財政改革の確立を目指しておりまして、生活基盤の充実や社会福祉向上に努めて、最少の経費で最大の効果を挙げるといいます。地方自治の基本に立ちまして、継続的な地域社会の形成であったり、新たな市民ニーズに的確に対応した行政運営を行うために、ここで挙げてございます行政経営の確立を目標としてございます。市民とともに進める行財政改革の推進、市民ニーズに対応した行政経営体制の確立、健全で効率的な行財政経営の推進の3つの基本方針と、次のページの記載になります7つの重点事項を掲げまして行財政改革に取り組んでいくものでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。

こちらでは、推進体系図としまして目標や方針、重点事項、推進項目等につきまして、表を用いてあらわしてございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

第3章、行財政改革重点事項。項目別の対応方針としまして、行政の担うべき役割の明確化などにつきまして、13ページから18ページにおいて重点事項ごとに現状、課題、推進項目を記載してございます。

第4次の行政改革大綱における主な変更点につきましては、重点事項5の社会保障制度の適正な運営と推進項目の中段にあります(3)職員の能力開発、(4)職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進、(5)人口減少時代における地域課題への対応、その下の(1)社会保障制度の適正な運営の4項目になってございます。

また、それらに関連する実施項目といたしまして、別添の実施計画に記載をしておりますAI、RPA導入の検討など18の項目が新規項目ということで掲載をさせていただきます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思います。

第4章の行財政改革の推進体制では、推進体制や大綱及び実施計画の進捗状況の公表についてを記載させていただきます。

それでは、もう1冊添付書類がございますので、第4次行財政改革大綱の実施計画、表紙の上下にピンクの横線のあるもの、そちらをちょっとごらんいただきたいと思います。

こちらの、まず1ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど説明をしました行財政改革大綱の12ページの推進体系図に実施項目、あとは新規または継続の区分であったり、所管などを追加してございます。

2ページをごらんください。

第4次行財政改革大綱の実施計画では、計画内容をよりわかりやすくするためにこれまでの形式を変更してございまして、2ページから38ページにおいて行財政改革大綱の実施項目37項目について、実施項目ごとに趣旨、目的や、これまでの経過、現状、課題、取り組み内容や年度ごとの数値目標などを記載して具体的な改革の内容、スケジュールをお示ししてございます。

それでは、実施項目のうち、主な3項目について説明をさせていただきたいと思
います。

それでは、11ページをお開きいただきたいと思います。

実施項目10、学校給食センターの管理運営方法の検討になります。

国では、学校給食センターにつきまして、民間委託や指定管理制度の活用を進め
ております。県の調査によりますと、平成29年4月1日現在、県内の学校給食セン
ターでは80%以上で民間委託が実施をされているということが報告されてございま
す。現在、国の指導によりまして、正職員の調理員の新規採用が制限をされてござ
います。そのために、臨時職員での補充で対応しているというのが現状でございま
す。平成30年12月末の現在の状況で申し上げますと、当市では、全調理員29人中19
人が臨時職員ということで対応してございまして、この比率は今後ますますふえて
いくということが予想をされます。そんな中で、安全・安心でおいしい給食を提供
するということを、いかにしてこれを継続していくかということが課題になってい
るということでございます。

また、施設の老朽化によりまして大規模の改修も必要になってきてございます。
これらの現状を踏まえて、管理運営方法等について早急に方針を決定する必要があ
るということで、今回実施計画のほうに取り上げをさせていただいております。

次に、12ページをごらんください。

実施項目の11、消防署の統合の検討になります。

消防署は、市民の生命、身体、財産を火災などの災害から守るとともに、災害に
よる被害の軽減のほか、傷病者の搬送を適切に行うなどの任務を担ってございま
す。

国では、基本方針に基づきまして広域化を推進してございまして、県央地区消防
広域化推進研究会でも検討がなされてございます。

当市の消防では、高齢化の進展等を背景にいたしまして緊急出動件数が増加して
いるということがございまして、限られた人数で活動をしておりまして、また今後、
定年の延長などにより消防職員の年齢構成も高くなるということが予想されます。
判断能力であったり、身体能力が低下することが危惧される高齢な職員が災害現場
の最前線で活躍するということになりますと、公務災害の増加や、またより迅速か
つ適切に人命救助を行えるのかというような課題も上がってまいりますので、適正
な人員配置及びそういったものが大変重要になってくるのかなというふうに感じて
ございます。

また、東消防署につきましては、施設が築38年以上を経過してございまして、老
朽化してございます。また、東日本大震災の被害の影響によりまして、大規模災害
が発生した場合の災害拠点施設としての役割が果たせない可能性があるということ
もございます。また、国道349号線バイパスの交通量の増加によりまして緊急出動
時の安全の確保についても課題があるということもございます。

西消防署につきましては、国道118号線の拡幅工事によりまして用地の一部が買
収されますので、規模の縮小が予定をされているということがございます。

これらの状況を踏まえまして、市民の生命、身体、財産を守る消防の任務を引き

続き担っていただくために、消防体制の強化というのがこれまで以上に必要になってくるというふうに考えてございます。そのことから、消防の広域化であったり、統合であったり、職員の適正配置などの、そういった検討が必要になるのではないかとということで今回取り上げさせていただいております。

次に、25ページをお開きください。

重点項目の5、社会保障制度の適正な運営に関しまして、25ページから27ページにおいて各種取り組みを記載してございます。

25ページには、国民健康保険事業の適正な運営と、26ページには介護保険特別会計の適正な運営、27ページは市民の健康保持の増進を取り上げてございます。

少子高齢化や医療技術の高度化、高額薬剤の発生などによりまして医療費や介護などの社会保障費が増加をしてございます。市財政に大きな影響を与えておりますので、市の負担を軽減し、健全で安定した行政経営を行うためにも、社会保障制度の適正な運営は必要不可欠であるというふうに感じてございますので取り上げをさせていただきます。

説明につきましては以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

笹島委員 行財政改革って非常に難しいですね。乾いた雑巾を絞りとなきやいけない部分ってありますよね。そうすると、今言っていたあらゆる面での効率化とか合理化というのをされますよね。そうすると、指定管理制度に移行しなきやいけない、民営化にしなきやいけない、ある一方、広域化しなきやいけないというので、やっぱりそのひずみとして行政サービスが低下する部分も出てきますよね、出ますよね。そうすると、その線引きというのは何か考えているのかな。それをきちんとしておかないとありとあらゆるものが広域化してしまう、逆にいえば。それから、何でもかんでも指定管理者制度にしてしまっただけという、相手は民間企業ですから、利益、利潤を追求するほうですから、そういうことをしてこない、それは持っているんでしょう、そういう理念というんですか、考え方。

行財政改革推進室長 今ご意見いただきました、そのとおりでございます。そういう感じでございます。また、それに向けましては、例えば指定管理者につきましては、全ての施設に行くわけではなくて、当然効果が上がるところで、当然市民のサービスが向上し、またその経費的にも安く上がるというようなことも踏まえて当然選定はしていきますし、そういったところに対して指定管理者なり民間委託を行っていくという考えがございます。

また、今言われましたように、そういった広域化や民間委託にすることによってサービスが低下するのではないかとというようなご意見もございました。そこにつきましては、やはりそういったところで浮いた経費とか、そういったものにつきましては、当然これから市民のニーズも多様化してまいりますので、そういった点に振りかえる、またはそこに準備をするためにもある程度の資金的なものは当然必要になってまいりますので、そういった準備のためにもそういう取り組みは必要になっ

てくるというふうを考えてございます。

笹島委員 いろいろな市町村で今問題になっているんですよね。指定管理者制度にしたのはいいいんだけれども、ゆくゆくは、これしてしまったためにコストがダウンできるかといったらそうでもなかったという面。直営に戻すという件もいろいろ出てきているんですよね。そういう意味でも、やっぱり契約上そういうことができるような形にしておかないと、どういうふうにその辺考えているのかな。

行財政改革推進室長 今お話しあった件は、例えば例で申し上げますと、図書館というのはもう多分想定されているのかなと思うんですが、図書館においては、新聞等でも報道されましたように、本などそのリースとか販売をされている事業者がやられた中で余り効果が上がらなかった。逆に不評があったというようなこともございますので、そういったところにつきましては、やはり慎重に検討した後、そこは本来実施すべきかどうかということは当然踏まえて、考えていきます。

また、関連でございますけれども、例えば水道につきましても、昨年新聞などでも報道されてございます。水道の民営化ということで、可能性は出てまいりましたが、例えばここにつきましても、やはり民営化したことによって水道料金が上がった、サービスが悪くなった。先ほどご指摘ありましたように、外国においては一度民営化したものがまた公営に戻ったというようなお話も聞いておりますので、そういった部分につきましては、こちらの動向も含めて慎重に検討させていただいた後に、どうするかという方針は決めていきたいというふうに考えてございますので、全てが民営化ということではないというふうに考えてございます。

笹島委員 今私が言いたかったのはその水道事業なんですよ。今、国のほうでも推進しているんですよ。それは、外国のドイツとかフランスがして、水事業を民間にしたけれども、何年もたたないうちにまた戻しちゃっているわけですよ。そういうことも踏まえてか、知ってか知らずか、今言っていた民営化させようという。安心・安全にかかわる問題であって、値段の問題じゃないんですよ、だからね。その面はやっぱりとことん注意していただかないと、この問題、命にかかわる問題でね。それだけ、よろしく願いいたします。

委員長 よろしいですか。

助川委員 行政改革に関しましては、今、少子化そしてまた高齢化の現況がさらに厳しくなる状況を踏まえた上でのこういった施策、大変大事な施策をやっているわけだと思いますけれども、ただ、住民側としては行政サービスの低下につながってはならないという、あくまでもそういう要望が強く出される、我々にとっては、ということになりますから、行政側としても、ここに上げられております給食センターの方針決定、平成33年度といたしますけれども、これは外部委託をされるかどうかの方針決定なんだろうと思いますが、さらに消防署の件も、東署、西署の老朽化、あるいは道路の拡幅による弊害等も含めて、これは方針決定、平成32年度に統合も含めて考える予定の事案になりますか、これは。

行財政改革推進室長 消防につきましては、今お話しありましたとおり、やはり当然安心・安心というところで、特に市民の方を守るという、もう最前線でやってござい

ますので、そこはもう必ず守らなければいけないことですし、これからもやっぱり向上させなければいけない部分だというふうに感じてございます。

そういったことも踏まえまして、先ほど説明させていただきました老朽化も含めていろんな条件がありますので、統合も含めて検討はさせていただきたい。そこにはいろんな方が、関係者の方もいらっしゃるでしょうから、そういったご意見をたくさんお伺いしながら、そちらの中で最終的な方向性については決めていきたいということで考えてございます。

助川委員 加えて、社会保障制度の件も、今、介護保険等の個人負担の増加が今後さらに想定されるわけでありまして、こういったものも人口減、少子化、高齢化の要因によって随時実施になっておりますから、平成31年度から毎年見直しをかけることがこれ実施ということで理解してよろしいんですか。

行財政改革推進室長 実施につきましては、こちらに記載させていただいております項目が数値目標を挙げているものは、必ずここについてはこの期間当然行っていきます。そのほかにも、ここには載っていないものでも、やはりそちらに向けて取り組むべき事項はございますので、そういったものにつきましては常に検討をしながら必要なものやっていくというスタンスで考えてございます。

以上でございます。

助川委員 行政サービスの低下を感じないようにさまざまな知恵を出して、市民の皆さん方の理解を求めながら進めなくてはならない事業であると思っておりますので、今後、さらに議会等からも厳しい市民の皆さん方の声が届くことが予想されますので、その辺のところ心置いて進めていただければというふうに思います。

委員長 よろしいですか。

助川委員 はい。

君嶋委員 私も、行革は確かにわかるんですけども、市民の、特に生命、財産を守る消防等については、統合することによって署員の、人員の削減とか、その場所によっては距離が伸びた関係で災害のときに対応がなくなったとか、そういうことが起きないように、やはりきちんとした対応ができる形をとっていただきたいと思います。私は思います。

ですから、統合して削減することばかりじゃなく、やはり市民の生命を守るという、安全・安心なまちとしての方向性もきちんと進めていただければと思います。道路等について、国道118号線の拡幅で西署が多少かかるとなっても、きちんとした補償が出て、訓練とかそういう作業等に問題が出ないようなきちんとした対応もできるわけですから、やはり縮小、縮小じゃなく、市民のことを考えた改革を行革のほうで進めていただければと私はお願いをしておきます。

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時55分）

再開（午前11時56分）

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席いたしました。

議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算、秘書広聴課所管部分を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費について説明を求めます。

秘書広聴課長 秘書広聴課の会沢でございます。外4名の者が出席してございます。よろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

予算書の35ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費でございます。

本年度4,215万9,000円計上してございます。これは、前年に比較しまして463万7,000円の減額となっております。この減額の主な理由としましては、予算書の37ページをごらんください。

こちらのほうの下から3段目、情報発信力強化事業、こちらが前年に比較しまして1,557万4,000円の減額となっております。この減額は、シティプロモーション関係の事務等を新規事業としましてシティプロモーション推進事業を立ち上げ、新事業の中に移行したことによるものでございます。

続きまして、平成31年度新規事業が3件ございますので、そちらをご説明申し上げます。

議案書の37ページ、上から3段目になります。

地域人権啓発事業54万1,000円。

こちらは県からの委託事業になりまして、回り番で各市町村が実施するものでございます。こちらは県支出金10割負担という形になってございます。

続きまして、同じく37ページの一番下の部分、シティプロモーション推進事業になります。1,085万4,000円。

こちらは、平成30年度まで秘書広聴課で実施しておりました情報発信力強化事業、あとあわせまして政策企画課で推進しておりましたまち・ひと・しごとの情報発信事業部分でシティプロモーションに係るものをこちらの事業に移行したものでございます。

続きまして、次のページ、38ページの上から2段目をごらんいただきたいと思います。

巡回ラジオ体操実施事業。こちらはNHKの朝のラジオ体操の巡回、こちらの実施に当たりまして費用を計上したものでございます。

なお、主要事業説明書の4ページから6ページが秘書広聴課の主要事業になってございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

副委員長 これ、ラジオ体操はどこでやる予定をしているのかな、場所は。

秘書広聴課長 総合公園を予定してございます。ただ、会場としましては、晴天の場合

には外の多目的広場、荒天の場合には総合公園のアリーナを使用する予定でございます。

以上でございます。

委員長 そのほか。

笹島委員 これ、ラジオ体操って前にもやりましたか。

秘書広聴課長 委員おっしゃるとおり、しばらく前なんですけど、ラジオ体操は一度那珂町時代に実施したことがございます。今回はそれからかなり年数がたっておりました、その当時は夏休みの巡回のラジオ体操だったんですが、今回はそれとはまた別の特別巡回と言いまして、全国で10会場で行われるそのラジオ体操の経費になります。

笹島委員 NHKが回ってやっているわけか。

秘書広聴課長 NHKラジオ、第1、第2で放送される予定でございます。あと、主催にはかんぼ生命も入ってございます。

笹島委員 何が目的でやっているの、これは。

秘書広聴課長 目的といたしますか、実は秘書広聴課としましては毎年NHKのいろいろな事業に対しまして開催要望を出してございます。一昨年には「民謡を訪ねて」という番組、また、その前には「俳句王国がゆく」というNHKのテレビ番組、そういったものの公開収録なんかをやっているんですが、やはり那珂市の知名度アップ、あとその番組の中で那珂市の紹介をしていただくこともありますので、できるだけ那珂市のPRのための一環としてこちらの事業は申し込んでいるような状況です。

以上です。

笹島委員 それが目的だったんですね。

委員長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を午後1時からといたします。

午後の審議については請願第1号からといたします。

休憩（午後0時04分）

再開（午後1時00分）

委員長 再開します。

請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願について審議を行います。

この件について、請願者が都合により出席できないことから、紹介議員の花島議員より内容について説明願います。

説明については、簡潔に5分程度でお願いいたします。

花島議員 説明の機会をいただき、ありがとうございます。

請願の趣旨は、請願項目のところにありますように、まず一つは、全国一律最低賃金制度を確立することなどによって地域間の賃金格差を縮小させるための施策を国に求めるということです。2番目は、その最低賃金額を時給1,500円以上。それは将来目標として、当面は時給1,000円以上に引き上げることというのが目標です。

それで、最低賃金を引き上げると、そういう方を雇っている中小企業等で人件費の負担が大きくなるということもありますので、単にそれだけでなく、中小企業等への支援策を拡充すること。この三点が請願項目です。

補足資料を皆さんのところにお配りしていただきました。

最初のページに書いてあるのは、最低賃金時給1,000円というのは一体どのくらいの額かということの説明です。一月の労働時間が、労働日が20日として、1日8時間労働で大体160時間になると思います。時給1,000円で換算しますと、大体月収で16万円ということになります。これは、注意していただきたいのは手取り額ではないです。ここから税金とかいろんな保険とか引かれたら、実際に手取りで使える額というのはさらに減ってしまうでしょうということです。時給1,000円の要求というのは、フルタイム労働の場合には、せめて月収16万円を得られるようにしたいという基準だとお考えいただいてもいいと思います。

それで、次、その資料の下にあるのは最近の最低賃金、各都道府県は大体9月の終わりから10月ごろにかけて改定しているようで、平成30年の改定ではこの表のようになっています。請願の文章にもありますように、茨城県では822円です。現在。次のページ見ていただきます。

これは、全国の都道府県の最低賃金の推移を、全部書いたらいっぱいになりますので、茨城県と東京都、それから全国加重平均、沖縄県も加えました。沖縄県は、平成30年度の改定では全国最下位から抜けましたが、長年全国で最下位レベルだったということでここに載せています。これで見ていただければわかりますように、全国加重平均だと現在874円ですか、それに対して茨城県の最低賃金は822円と、50円ぐらいの差があるということです。一方、東京都はもうじき1,000円になろうかという985円というふうになっています。あと、さらに詳しい資料というんですかね、これまでの各都道府県の推移表も付属しました。

それで、なぜこういうのをやりますかということなんですが、まず私も議員になる前は法人で働いてまして、それで労働組合なんかにもかかわってきたわけですが、そのナショナルセンターの一つの全国労働組合総連合、通常全労連といっているところでは労働者の雇用条件等を改善するために運動しているわけですが、このところ力を入れてやっているのがこの最低賃金の問題です。これの意味はどういうことかといいますと、要するに人が働くことに対する対価というのは最低のことを保証したい。せめて、きちりとした生活が成り立つようにしたい。これが、今考えているのが時給1,000円というラインです。1,500円というのは将来目標ということです。欧米レベルでは大体その1,500円レベルに近い水準だということですから、そういう設定もしています。

それで、さらに補足しますと、今の労働環境というのは、皆さんご存じのように非正規雇用が非常に多くなっています。そして、大概の非正規雇用は比較的弱い立場にあって、賃金を買ったたかれることが多いわけです。欧米の場合、例えばオランダなんかでは非正規雇用は非常に多いんですが、日本のような問題は余り生じていません。それはなぜかという、同一労働同一賃金という原則があります。同じ

ことをしているんだったら時間単価では同じ水準の賃金を与えるという、そういう原則が、日本でもあるわけですが、オランダはかなり徹底していて、非正規雇用で、あるいは不安定雇用でも余り不安なく生活できるというふうに、社会がそうなっています。日本の場合は、非正規雇用の方は仕事が違うんだという建前で、同一労働同一賃金ではない、実質的には、ということになっています。

そういう点は最終的には改善していただきたいと思うんですが、とりあえずは労働に対する価値というんですか、1時間当たり最低1,000円と見ると、こういう基準をつくっていただきたいというのが請願の趣旨です。

以上です。

委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

笹島委員 今、花島議員が言っていたんですけれども、諸外国の話をさせていただくと、オリンピック前がイギリスが時給500円だったんですよね。それで、非常に景気が悪かったんです。その後1,000円にして、今はもう3倍の1,500円なんです。景気が回復してきたということで、日本のこの社会というのは、大都市と地方の格差があり過ぎる、それから正社員と非正社員の格差があり過ぎるということは、企業としてみれば正社員を雇うよりも非正社員を雇ったほうが利益を得るということでどんどん、それで花島議員がよく言った内部留保なんていうのは企業が貯めていったんですね、人件費を削ってね。そういうことで、1,000円というのは、これは当たり前なんです、諸外国に対しては。日本だけがそれをいまだかつて、だから今言った、景気が上向いたと言われているかもしれませんが、それは真っ赤な嘘であって、内部的には格差が出てきているんです。ですから、今言っていた介護職云々の人たちもまだまだ、あの人たちは出たり入ったりしているわけです。やめちゃう。当たり前です。あれだけの労働時間をしておきながら、今言っていた1,000円以下でしているわけです。1,000円もらって、これ都心でもそうなんです。都心でも1,000円もらえばいいほうなんです。だから、そういう事態であって、そういう面でやっぱり一律とは言いませんけれども、最低1,000円というのは、これは当たり前前の時代になってくると思うんで、私はこの案に対しては賛成なんですけれども。

委員長 そのほか。

副委員長 請願の中で一つだけ聞きたいのは、茨城労連があって、その地域のこれ出してきたのは勝田地域ですよね。これ、茨城県の最低賃金を上げようというのに意見書案のほうでは茨城最低賃金審議会会長宛てになっていますよね。ということは、どうしてこれ茨城労連で出さないんでしょうか。

花島議員 これは全労連全体でやっている運動です。それを各自治体の議会で、力のあるところではその地区、縄張りという変な言い方ですけども、そこを主に束ねている地方組織が各自治体に請願書を出しているというだけの話です。ですから、最終的に意見書は国とかいろいろところへ出してもらいたいわけですが、その働きかけは各自治体の議会に近いところの組織がやっている、というふうに解釈していただければ。

副委員長 わかりました。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

花島議員はご退席お願いいたします。

花島議員 ありがとうございます。

休憩（午後 1 時 11 分）

再開（午後 1 時 13 分）

委員長 再開いたします。

これより、各委員より意見を伺います。ございませんか。

助川委員 時給の値上げということになりますと、当然中小企業等も大きな影響を受けるわけでありますが、お勤めいただいている被用者側は当然上げていただきたいというのはわかりますが、企業側に関しまして、その時期の問題とか、そのときの景気の動向とかそういったものを全て包括した上で今後の先行きの見通し等も含めて決められていくと私は認識しておりますけれども、そういう中でも、大都市部から離れるにしたがって賃金が、時給の賃金が安くなっていくという状況は否めない事実でありまして、そういう中でも、関東だけを見ても、茨城県が今までは下から 2 番目ぐらいになるのかな、そういう状況なのですけれども、県全体、あるいはほかの同規模の自治体との、県の同規模の財政の状況とか、企業の景気の勢い等々を含めて考えなければならないと思うわけでありまして、そういったものを掌握する、私どもに数値的なものは、こちらきょうお上げいただいた請願は労働者側の組合の関係の取りまとめによられたものでありますので、できれば企業のそういった実情を図り得る数値等もお出しいただいた上で私どもも判断したいなという思いはあるのですけれども、ただ金額的に見て関東圏内の中で下から 2 番目の金額でありますから、これが、請願が採択されたということになっても企業が認めるか認めないかのやり合いになることになるかもしれませんけれども、実状的なこの数値を見た上では、こういう願望を果たして上げたほうがいいのかという感じは私自身もしております。

以上でございます。

委員長 ほかにございますか。

綿引委員 私達の周りには仕事を求めて働いている方もたくさんいらっしゃいますし、中小企業の経営者の方もたくさんいらっしゃる。最低賃金を上げるという考え方はもちろん理解できますし、都市部と地方のこの格差、これもますます広がる一方という問題も理解しているつもりですが、どちらかに偏るという考え方、どちらを応援するかという考え方それぞれあるかもしれませんが、やはり我々議員としては両方にバランスをとった考え方をすべきだというふうに考えますので、やはり私たちの周りには中小企業の経営者の方もたくさんいらっしゃるということも十分考慮に入れるべきではないかと思えます。

以上です。

委員長 ほかに。

(なし)

委員長 なければ、終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方おられますか。

(なし)

委員長 これより請願第1号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員と認め、請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願第1号の審議を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩(午後1時16分)

再開(午後1時18分)

委員長 再開します。

政策企画課が出席いたしました。

議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 政策企画課でございます。私、課長の大森外4名が出席をしております。

よろしくお願いいたします。

では、着座にて説明をさせていただきます。

議案44ページをお開きください。

議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議について。

地方自治法244条の3第2項の規定に基づき、那珂市と水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村との間において公の施設の広域利用について協議するため議会の議決を求めるものとする。

提案理由でございます。

公施設の広域利用につきましては、県央地域の先ほど申し上げた9市町村で協定を締結しているところでございますけれども、このたび対象施設の追加と削除が生じたので議会の議決を求めるものでございます。

52ページをお開きください。

2の内容でございます。

追加する施設、水戸市の東町運動公園。こちらの中には体育館とテニスコートがございます。こちらは新設ということで追加でございます。

削除する施設、これは那珂市の瓜連体育館。施設内容が、サブアリーナと会議室でございます。こちらは、施設の改修に伴い、このサブアリーナと会議室を廃止するため削除するものです。アリーナはそのまま継続して広域利用に供します。

締結日は、平成31年4月1日ということで、同様の内容を全てのこの9市町村で現在の議会にて議案を上程し、審議をしているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、ほかの市町村から那珂市を利用する方って大体どのくらいいるのかわからないんですけども、それから、那珂市の人がほかの市町村の施設を利用するという、それはどういうあんばいなんですか。大体でいいんですよ。

政策企画課長 対象施設が図書館ですとかスポーツ施設が多いんですけども、なかなか人数というのはちょっと把握してはいないんですけども、例えば総合公園というのはかなり那珂市外の広域の利用というのはされているという話は聞いております。また、那珂市民がほかの市町村に行って利用しているという話というのはなかなか、ほかの市町村から情報を得ている状況ではございませんので、現時点では承知してございません。

笹島委員 そうすると、水戸市が近いから、水戸市の人が今言った総合公園を利用してという、すいているから、そういうことで結構利用しているのかな。

政策企画課長 水戸市も近隣しているので利用しているというのはあるんですが、水戸市方面に勤務している方が自宅、つまり北のほうから水戸市に勤務している方が自宅に帰る途中に立地しているということもあって、そういった方も利用しているのもあるそうでございます。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算、政策企画課所管部分を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費について説明を求めます。

政策企画課長 予算書の40ページをお開き願います。

款、項、目の順に読み上げさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費3億3,883万1,000円。

この中で、41ページの行政改革推進事業、42ページの行政評価システム推進事業、45ページの空き家バンクリフォーム助成事業の3事業を除いた17事業が政策企画課所管の事業となります。

こちら、企画費の前年度比較では2,665万7,000円の増となっております。この増の主な理由を説明させていただきます。

41ページをお開きください。

業務系システム管理事業。こちらの委託料中、自治体クラウド運行業務がシステムの更新に伴い約500万円の増となっております。

続いて、42ページをお開きください。

情報系システム管理事業。こちらの備品購入中、電算機器、ノートパソコンです。こちらの購入台数増に伴い約700万円の増。

43ページをお開きください。

デマンド交通運行事業。こちら運行内容の拡充に伴い、保証料が約1,600万の増となっております。

こちらが主な増の理由でございます。

それでは、企画課所管の主な事業の概要について説明をさせていただきます。

41ページにお戻りください。

業務系システム管理事業9,917万9,000円。こちらは、住民情報の管理や窓口サービスを担う業務系システムの維持管理を行っていく経費となります。

続いて、42ページをお開きください。

情報系システム管理事業1億2,254万6,000円。こちらは、職員間、施設間を結び、主に内部事務を行う情報系システムを維持管理する経費となっております。

43ページをお開きください。

デマンド交通運行事業3,571万3,000円。こちらは、交通弱者の移動手段の確保を担うひまわりタクシーの運行経費となります。こちら、4月1日から行う域外運行、水戸市への運行の経費も含まれております。

44ページをお開きください。

いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業1,600万円。こちらは、子育て世帯の定住促進を図るため、住宅取得経費の一部を補助する経費となります。

同じページ、いい那珂暮らし促進事業1,299万7,000円。こちらは、移住・定住窓口の設置及び移住・定住の各種施策を実施するための経費となっております。

続いて、45ページをお開きください。

高齢者等運転免許自主返納支援実証事業71万8,000円。こちらは、高齢者等の免許返納を促し、交通事故抑制に資するための経費となっております。

続いて、ライフデザイン形成支援事業220万5,000円。みずからの人生設計、ライフデザインを考える機運の醸成のために実施する事業の経費となります。

ここまで、企画費の説明については以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 ちょっと教えてください。

45ページのライフデザイン形成支援事業ってちょっとわからないんですが、何ですか、これ。

政策企画課長 市内の中学2年生、8年生、全校を対象に、そういうFPとか、あとはそういうライフデザインの専門家がいるんですけども、その事業所に委託をしまして、子供たちの人生設計に、例えば結婚はいつごろしたいですかとか、子供は何人ぐらい欲しいですか、あとは、どういう職業に就きたいですか、自分たちの将来をイメージできるようにそういうことを学んで、子供たちの人生設計を考えるという一助とするために実施している事業でございます。

笹島委員 その企業に体験するわけじゃないんだ。そこで、人生設計なんてそんなに早い時期からやっていいかわかんないですけども。

企画部長 ちょっと私から補足させていただきます。

この事業、少子化対策の一環としてやらせていただいている事業でございます。少子化の今、主な要因というのが、未婚化、晩婚化ということが多く言われております。要は、結婚がおくれる、もしくは結婚できない若い人が非常に多い。中学時代から、ある程度そういったことをちょっと意識していただきたいなところが我々の思いでございます。要は、結婚して、家庭を形成して、営んで、子供を産み育てていくために何が必要かということはこの時点から認識して、ちょっと自分の、例えばそれこそ高校をどういうようなところに行こうかなというところから考えていただく。子供を産む時期についても、先ほど申し上げた未婚化、晩婚化の問題。例えば、晩婚化が進んで、いざ子供を設けようと思ってもなかなか体が、もうやっぱり年齢をへるほど妊娠というのは難しくなってくる。逆にいうと、若過ぎる妊娠、出産というのも、今いろんなニュース、騒がしていますけれども、虐待みたいなことにもちょっとつながりかねない。いろいろ社会問題化している中で、適切な時期に適切なやり方でそういった家庭を営んでいく必要があるんだよということを中学時代から学んでいただいて、それこそ自分の進学先とか将来の職業とか、そういうことなんか意識しながら今後の人生設計を進めてほしいという思いで始めている事業でございます。

笹島委員 これ、部長、那珂市の独自の事業じゃないですよ。国からのそういうふうな指示があるんですか。

企画部長 この取り組み自体是那珂市のオリジナルに近いものだと思います。類似の事例で言うと、やはり今年度、小美玉市でも事業は始めています。国のほうでも、地域少子化対策重点推進交付金という交付金がございます、その交付金の採択メニューの中にもこういったライフプラン形成とかライフデザイン形成というものがやっぱり大事だからそういうものに使ってくださいということで、この事業はその交付金を活用してのものでございます。そういう意味では、国を挙げて推し進めているものを我々の知恵とアイデアで具体化している事業ということでございます。

笹島委員 これ、日本国全体の少子化というのはあれだから、国が先導してやんなきゃいけないことで、一市町村がやるようなことでもないと思うんですけども。

やはり国がそれだけ豊かになって国力が強くなるわけですから、やはり一市町村でやるには限界があるわけですから。今言っていた人の人生設計云々というのは、行政がどれほど携わっていかどうかわからないわけで、やって逆に余計なお世話というふうに言われる部分もあるかもしれないけれども、そういうことで220万円から使っているのは、目に見える効果もないわけでしょう、だから、逆に今言っていた将来のためって、その方たちが那珂市から離れていっちゃうかもしれないし、那珂市に戻ってこないかもしれない。そこで、そちらのほうでそのためにコストを費やしてという。もちろん、少子化で産み育てて云々というのはよくわかりますけれども、そういう反面あるかもしれないけれども、今言っていた、出ていってしまった若者たちをいかに呼び寄せるといことが一番大事なような気がするんです。やはり、人の行く先というのはひもで縛れないですから、逆にここでいろんな手厚いあれをしていって結局都心に行って向こうで生活、向こうで消費、向こうで給料をもらってという、豊かにどんどんなっていくような、歯どめをかけるようなものも並行してやらないと、何となく都心に行くためのいろんなサービスをして上げていると、我々の税金でということなんで、それもう少し深く考えてあげたほうがいいんですけれども、どうですか。

企画部長 今、若者の転出といったような観点でのお話だと思います。当然、我々としてもやっぱり転出は抑制していきたいというようなところはありますが、こと、こういった転出する、しないみたいな最終的な価値判断、行動判断というのはやっぱり各個人に委ねられるべきものでございます。我々がそういった中でできることは何かというと、やっぱり適切な選択を子供たちにもしてほしいというようなこととございます。じゃ、そのときの適切な選択肢というのが何かというようなところになってまいります。これは、できればというようなちょっと希望的なところもありますけれども、例えば、子供を産み育てるといのが今東京に出ていってそこで素直にそれができるか、今これだけ待機児童の問題等が叫ばれる中で、自分で例えば20代のうちに結婚して、子供を3人産んで育てたいというような夢を持った場合に、それが都心に出ていってできるのか。翻って、じゃ地元の那珂市だったらできそうなんじゃないか、そういったことなんかも含めてちょっと考えてほしいという部分もございます。

あと、これもちょっと繰り返しになりますが、先ほどの適切な時期にというようなお話でいうと、最近、皆さんご存じかと思いますが、不妊治療を受ける方、それは男女問わずですけれども、非常に多くなっていて、我々行政の負担も大きくなっている。それはやっぱり晩婚化が進んでいるせいでございます。あと、やっぱり先ほどの虐待の問題、要は若過ぎる結婚、それゆえに離婚してしまっ、なかなか母子家庭とかというのもちょうと多くなっているように聞いています。そういったものも含めて総合的に、要は那珂市に生まれ育った子供たちがいかに幸せな人生を歩んでいただくかという観点。その結果、那珂市で生活を続けていただければ、それはそれで我々ありがたいと思っています。そういうことが那珂市だったら実現できるというふうな確信があるからこそ、こういう事業は那珂市でやる価値はあると思

っております。

委員長 よろしいですか。

助川委員 43ページのデマンド交通運行事業に関しては一般質問でも何人かの議員が質問されておりますけれども、前年に比べまして倍ぐらいの金額になってあるわけなんですけれども、この事業に関しまして、実証事業ということで今年度は始められる事業なんでしょうけれども、どの程度の、倍ぐらいの希望者というか、利用者があると想定された上でこの予算になられたのか。積算の根拠をお示しいただければありがたいです。

それと、もう一つです。45ページの高齢者運転免許自主返納支援事業ということの事業なんですけれども、これは那珂市内には高齢者の事故、人命を亡くしてしまうような、そういった事象もそんなに多い形ではなかったと思うんですけれども、これは実績に見合った金額なのか、それとも今年度はある程度ふえると想定された金額なのか、その積算の根拠もお伺いしておきたいと思います。

政策企画課長 まず、デマンド交通のサービス拡大と水戸市への域外運行で、この事業費増の積算の根拠ということでございます。

現時点、過去3年間の1日平均の利用者数で言いますと、50人台後半で推移をしております。こちらが拡大をして、かつ水戸市に域外運行を実施するときにはどのぐらいを見込んでいるかという話で、市内が大体60人前後で推移をするんじゃないかと、月です。あと、市外、水戸市は月5人程度で推移するんじゃないかということ根拠にして、想定させていただいてこの事業費を積算させていただいているという状況でございます。

次に、高齢者の運転免許のほう、こちらの部分は実績としまして、返納状況で言いますと、平成28年度が100人で平成29年度が111人、平成30年度は現時点でもう185人というふうに右肩上がりです。返納者がふえていますということですので、まず返納者想定を平成31年度は200人と設定させていただいて、実証の現時点での利用率というのをこれに掛け算をさせていただいてこの事業費を積算させていただいております。

以上でございます。

助川委員 自主返納の方々の最低年齢というのはいくつぐらいの方なんですか。それと、一番多いのは何歳ぐらいから返納される形が多いんですか。

政策企画課長 大体131人の実績から年齢別に分けますと、59歳以下が1名だけいらっしゃいます。一番多いのは、131分の70で80歳から89歳、この年齢層が一番多いです。

委員長 よろしいですか。

副委員長 いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得事業、これどのくらいというか、何件ぐらいの助成を見込んでいるんですか。

政策企画課長 平成30年度実績ということで、4月から1月までが、大体市外からが50件、市内が69件ということでございますので、それらを参考にはしています。実際には、平成30年度実績というのがかなりふえてきていまして、今回補正予算に計上

させていただいております。これは、多分に想像するに、消費税10%というのを控えているということで駆け込み、これが影響して若干ふえているのではないかとということでございますけれども、それも平成31年度になれば上半期までということになりますので、数字の根拠としては、基本的には平成30年度と同額、補正前の同額に落ちつくのではないかとということで事業費を積算させていただいております。

君嶋委員 42ページの情報システム管理事業、事業説明書の中の9ページ。

ちょっとお聞きしたいというか確認なんですけれども、ここで今回Wi-Fi、1階に取りつけ予定ですが、この2階には取りつける予定はないんですか。

政策企画課長 現時点では、まずは1階の市民が広く行き来する場所に設置させていただきたいと。その後どうするかというのはその状況を見てということで考えておりますので、現時点で2階まで広げる予定はございません。

君嶋委員 今、議会改革の中でいろんな市議会で、タブレットを使用している議会がふえてきているので、そういう面でも2階で議員もタブレット使用等を考えた場合には、やはりWi-Fiとかそれが必要になってくるので、そういう面でちょっと考えがあるかなと思って確認させていただきました。

委員長 そのほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、次に、2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費、2目各種統計調査費について説明を求めます。

政策企画課長 63ページになります。一番下のほうになります。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費709万3,000円。こちらは職員人件費及び統計調査に係る事務費でございます。

続いて、64ページをお開きください。

同じく、2目各種統計調査費683万8,000円。前年度と比較して303万6,000円の増でございます。その主な理由でございますけれども、農林業センサス費が加わったことによるものでございます。こちらは、学校基本調査費など各種統計調査に要する経費でございます。

説明は以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、次にいきます。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費について説明を求めます。

政策企画課長 105ページになります。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費のうち、真ん中ほどになります。企業立地促進事業33万7,000円。こちらが政策企画課所管の事業でございます。企業誘致に係る旅費や負担金になります。

説明は以上です。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続きまして、常任委員会協議報告案件であります。

本米崎小学校跡地の利活用についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 常任委員会の資料、ページ番号は3ページなんですけれども、行革の実施計画をたくさんめくっていただいた次のページになります。

それでは説明させていただきます。

本米崎小学校跡地の利活用についてということで、こちら学童保育園として開園するための諸準備をさせていただいて、途中途中でこの常任委員会にも経過報告をさせていただいております。このたび、開園ができる運びになりましたので、おそらくは最終報告になるかと思えます。

1番目の学童保育園の概要ということで、施設の名称は「学童保育園子コロっコロ本米崎クラブ」という名称になりました。運営主体は報告させていただいているとおりNPO法人の虹のポケットでございます。施設の開園は平成31年3月25日の予定となっております。

これまでの経緯としまして、平成29年3月定例会には虹のポケットに選定をしたという報告をさせていただきまして、その次には、平成30年2月には本米崎自治会役員会にて地域の皆さんに事業者の挨拶及び事業概要を説明させていただきました。続いて、平成30年6月、今後のスケジュール、方針等々につきまして、この場、総務生活常任委員会で報告をさせていただいております。平成30年3月定例会で議案の上程ということで、これは公有財産、もとの校舎の条件つき贈与、無償譲渡についてを上程させていただきまして、可決していただきました。平成30年10月には虹のポケットと条件つき譲与契約を締結しまして、地元説明会を平成31年2月12日に開催をしております。そして、虹のポケットへの旧校舎の所有権移転、引き渡しの登記でございます。こちらの資料では平成31年2月になってございますが、若干登記がおくれておまして、申請手続は済んでいるんですが、来週になりそうだという報告を受けております。開園に向けた改修工事は来週から速やかに入る予定という報告を受けております。また、保護者への説明会兼内覧会を3月2日に開催したということがございます。

今後のスケジュールとしましては、きょうの常任委員会報告を受けて、改修後の内覧会、これは先ほどと同じく3月2日にしたということがございます。また、3月10日も予定しているということがございます。それで、3月25日に開園をするという運びになりました。以上のとおり報告させていただきます。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

助川委員 当面、どのぐらいの人数で子供さん方をお預かりする中で運営ということになるんですか。

政策企画課長 当初、虹のポケットでは20名程度で始めたいという思惑を持っていたということがございますけれども、現時点で何人ぐらい応募があったかという確認

をさせていただきました。現時点で、3月25日から預けるというお子さんは4名ということでございます。4月1日から、実は4月1日、平成31年度から小学1年生になる児童さんで預けたいという希望者がかなりいるということだそうで、その方々は4月1日から預かれるそうなんです。なので、4月1日からは14から15名のお子さんを預かるという数字、一応そういう状況になっていますよという報告を受けてございます。

助川委員 最大どのぐらいの人数収容というか、お預かりできる形なんですか。

政策企画課長 2教室丸々使うと52名の受け入れ人数ということで、現時点で可能だということでございます。

助川委員 こういう事業所というのはどれぐらいの人数が、施設の大きさにもよるんだろうけれども、適正なんですか。

政策企画課長 52名という数字は2教室を使ってということですので、1教室26名ですか、ですから学校の児童を1クラス1担任が見る数字よりは少し少ない、目が行き届いた数字の設定になっているのかなというふうに感じているところでございます。

助川委員 時間帯はどのぐらいまでお預かりされるのでしょうか。

政策企画課長 延長を希望すれば午後8時半までは預かれるということをおっしゃっていましたが、午後8時半にこだわらず、何かの事情でちょっとおくれるというような報告をもらえれば午後8時半より先にも少しぐらい預かってもいいというような柔軟な対応をしていきたいというようなことをおっしゃっています。

助川委員 民間ですから、当然経営に関して採算のとれる形の運営をされるとは思っておりますけれども、その経営状況が思わしくなくて、子供さん方にとって何か居づらい場所にならないように、その辺のところは行政側もしっかりお話しいただきながら運営のお願いできればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

委員長 以上でこの件を終結いたします。

次に、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 常任委員会資料の4ページになります。

那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況について、平成30年度まで、平成30年度まだもう少しありますけれども、実施状況及び今後の予定について報告をするものでございます。

1、総合戦略の実施状況。こちら、資料1、平成29年度 那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略 KGI/KPI評価シート、こちらを後ほど説明させていただきます。資料2、平成31年度 那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施計画、こちらはこの資料を用いて後ほど説明させていただきます。

今後の予定としましては、第1次総合戦略関連で言いますと、来年度の末、最終年度になりますので、議会へ第1次総合戦略の実施状況報告を改めてするという予

定になってございます。最終年度ということ踏まえまして、第2次総合戦略関連もでございます。こちら、あくまでも予定でございますが、平成31年6月に国から第2次地方版総合戦略策定に係る基本方針の発表があるというふうに聞いてございます。それを受けて、9月には第2次総合戦略関連の補正予算等を議会へ上程していきたいというふうに考えているところでございます。そして、10月から、おそらく半年間ではなかなか策定が難しいだろうという想定で、平成32年6月までに第2次総合戦略（案）をまとめて、その後、その状況というのは随時中間報告等させていただきますけれども、6月を目途に策定が終わりましたら、それをパブリックコメントを実施して、9月には完了していきたいと、第2次総合戦略はです。そういうスケジュール感を持って臨みたいと考えているところでございます。

それでは、資料1をお開きください。

次のページ、A3版、横版になります。

大きな基本目標を4本掲げてございます。

I、安定した雇用の創出戦略。こちらで言いますと、指標、15歳から29歳までの社会移動数ということで、こちら平成29年度実績が50人となっております。目標値は、累計で40人ということで設定させていただきましたので、A評価になります。

次に大きなII、那珂市への人口還流戦略。こちらは、社会動態による年間増加者数ということで設定をしております、平成29年度実績が36人ということで、こちらの目標値は各年30人という設定でございましたので、こちらもA評価になります。

III、結婚・出産・子育て応援戦略。こちらは、指標は年間出生数（5か年平均）という設定をさせていただいて、平成29年度実績が391人でした。目標値は各年400人という設定でございましたので、B評価でございます。

IV、時代に合った地域の創造戦略。こちらは、市民アンケートで市民の住みやすさと感じる市民の割合を指標とさせていただいて、平成29年度実績は83.6%でした。目標値が85%ですので、B評価でございます。

続いて、(2)重要業績評価指標(KPI)でございます。

こちらにも数多くの項目を目標として設定をさせていただいております。

基本目標Iの安定した雇用の創出戦略の中の基本的方向、地場産業の競争力強化の中の一番上です。創業支援・企業支援体制の整備のほうの指標として創業支援数というのを設定してございます。平成28年度が1件、平成29年度が6件でございました。目標値は累計6件でございますので、平成28年度時点ではCでございましたけれども、平成29年度でAになりました。

II、那珂市への人口還流戦略の中の1番、地方移住の推進、こちらの②地方居住の本格推進。これは、住宅助成制度利用件数を指標として設定をしました。平成28年度が13件、平成29年度が135件ということで、平成29年度は丸々1年実施しております。目標値は累計50件ですので、こちらもA評価となりました。

III、結婚・出産・子育て応援戦略。1番目、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現、①結婚支援の充実。こちらは、カップル成立数ということで、合コン事業のことでございますけれども、そちらを指標として設定させていただきました。平成

28年度が11組、平成29年度が13組だということで、累計40組という設定でございますので、C評価となっております。②－I、妊娠・出産・子育て支援（費用の負担軽減）ということで、こちらの指標は、安心して子供を産み育てられると感じている人の割合、市民アンケート結果を指標として設定をしております。こちら、平成28年度47%、平成29年度も47%でございました。平均50%という目標に対してB評価とさせていただいております。

続いて、IV、時代に合った地域の創造戦略。1番、人口減少社会に対応した地域づくり、①活力あるまちづくりの②区域指定制度による宅地増加面積ということで、こちら平成28年度実績は当然ありません。平成29年度7,543.6平米ということで、目標値1万平米に対してB評価。③利便性の高い交通基盤の形成。これは、指標としましては、ひまわりタクシーの利用者数。平成29年度実績は1万3,473人、目標値は1万7,000人と設定しましたので、こちらもB評価となっております。

おおむね、指標に基づいてA評価、B評価が多く、C、D評価の割合が低いことから、一定程度の成果があったものというふうな評価をさせていただいているところでございます。

次、資料2、次のページをお開きください。

個別に実施する具体的な事業名を整理しました実施計画を策定してございます。

こちら、具体的な事業が左から4列目に書いてございますけれども、その一番右側の平成27年度から平成31年度までが実施状況になります。赤い字体になっているものにつきましては、実施済みもしくは実施中、もしくは平成31年度に予算化が終わったものが赤い字で掲載してございます。よって、黒字でなっている、例えば上から2番目の仕事・定住窓口ワンストップ化、そのさらに下の下、奨学金・インターシップの検討、さらに下には同じ文言です。仕事・定住窓口ワンストップ化、さらに、少し下にいった調査・検討は、これは便利屋サービスのことですけれども、こういったもの。ずっと下にいきまして、たまり場設置事業のほうが支援方法の検討、これが黒字になってございます。こちらが積み残して今も継続的に検討している最中の項目になります。

ということで、全項目における実施済み、実施中、もしくは平成31年度に予算化が終わった事業というのはかなりの割合になっておりますので、残りの積み残しの部分を早急に検討して平成31年度中に結論を出す、もしくは平成32年度以降に実施できるように速やかに進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後2時00分）

再開（午後2時10分）

委員長 再開します。

総務課と瓜連支所、そして消防本部も出席しております。

議案第2号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 総務課長、渡邊です。外5名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号です。10ページの議案第2号です。よろしいでしょうか。

議案第2号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月1日提出、那珂市長。

提案理由でございますが、等級別基準職務表中の文言について、運用実態に沿った規定になるよう文言の整理を行うものでございます。

次の11ページが改正条文になります。

それから、13ページ、14ページが新旧対照表になります。

それで、その後ろの15ページでございます。

こちらで内容についてご説明させていただきます。

この職員の給与に関する条例の第4条にあります別表でございますけれども、この別表の等級ごとの職務、標準的な職名について追加するものでございます。現在、条例上はその改正の概要の下にありますように議会事務局次長補佐総括、農業委員会事務局長補佐総括、議会事務局次長補佐、農業委員会事務局長補佐の役職名が掲載されていなかったものですから、掲載をするものでございます。

それから、その下にいきまして、7級のところに部次長の役職があったんですけども、部次長については今後該当する職員がいないということで削除するというものでございます。

それから、その下の表にいきまして、別表第1の2の消防職の表中というところなんですけれども、消防職の8級。給与の8級に当たるところに消防指令というのを追加するというものでございます。これは、従来は消防指令長というのがあったんですが、現在、消防の職員のほうが100人を切ってしまいましたので、その消防の階級として消防指令長というのがなくなりますので、消防長に当たる職の階級として消防指令というものを追加するというものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第3号 那珂市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 それでは、議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号でございます。

那珂市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月1日提出、那珂市長。

提案理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されることに伴いまして、学校教育法で規定されております大学等教育施設の引用条項の変更を行うというものでございます。

次のページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

こちらで内容説明させていただきます。これは改正条文になります。

この改正条文の上から4行目、第4条第2項中、第104条第4項第2号、これが学校教育法の条文を引用していたところでございますが、学校教育法のこの条例を引用している部分が104条の第7項第2号に変わったため、この条項の部分についてのみ変更するというものでございます。

その後ろには新旧対照表と、19ページに条例の説明概要が掲載されております。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算(総務課及び瓜連支所所管部分)を議題といたします。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費について説明を求めます。

総務課長 それでは、予算書の30ページをお開きいただきたいと思います。

よろしいですか。30ページです。

一番上から、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。

本年度予算額2億497万円。比較でございますが、629万4,000円増というふうになっております。この増の内容につきましては、議員人件費の部分の増でございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 次に、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明を求めます。

総務課長 続いて、31ページの下の方をごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。

本年度予算額10億4,218万4,000円でございます。

その後ろのページを開いていただきまして、32ページの一番上のところでございますが、比較で1,025万2,000円の減になっております。この減の内容でございますけれども、この一般管理費のうちの職員の人件費が約1,200万円減となっております。これは退職手当等の負担金等の減となっております。それから、あと総務事務費のほうで行政訴訟の弁護士の委託料、あるいは会計年度任用職員制度導入の例規整備の部分で190万程度増加しております。プラスマイナスいたしまして、職員人件費等の減が大きいので約1,000万の減になっているというものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、2項徴税费、1目税務総務費について説明を求めます。

総務課長 それでは、55ページをお開きいただきたいと思います。

55ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費でございます。

諸費の予算のうち、本年度予算額4,365万8,000円でございますが、このうち総務課所管の部分につきましては、その右のほうにいきまして諸費事務費の377万円。自衛官募集事業の12万7,000円でございます。こちらについては、ほぼ前年同額と

いうことでございます。

それから、続きまして56ページをお願いいたします。

56ページの下のほうになります。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費でございます。

本年度予算額が1億8,243万9,000円でございます。このうちの総務課の部分が、隣の57ページの真ん中のほうにあります固定資産評価審査委員会設置事業の10万7,000円が総務課の所管の予算でございます。こちらについては、前年度比で3万5,000円の減というふうになっております。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目選挙啓発費、3目参议院議員通常選挙費、4目那珂市議会議員一般選挙費について説明を求めます。

総務課長 それでは、61ページをお開きいただきたいと思います。

61ページの上の部分になります。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。

本年度予算額995万円。比較で、84万4,000円の増というふうになっております。

こちらについては、職員人件費の増ということでございます。

それから、その下のほうにいきまして、2目選挙啓発費でございます。

本年度予算額19万9,000円。前年と同額でございます。

それから、その下にまいりまして、これは新規でございます。3目参议院議員通常選挙費でございます。

本年度予算額2,518万7,000円でございます。こちら、参议院議員の通常選挙の費用でございます。

続いて、次のページ、62ページをお開きいただきたいと思います。

下のほうでございます。

4目那珂市議会議員一般選挙費。これも新規ということでございます。

本年度予算額が3,603万7,000円でございます。こちらは、那珂市議会議員の一般選挙の費用ということでございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 次に、瓜連支所所管部分について、2款総務費、1項総務管理費、12目支所費について説明を求めます。

瓜連支所長 支所長の堀口でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、予算書の53ページをお開きください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費、本年度予算額4,477万6,000円でございます。前年度と比べまして446万円の増でございます。

53ページ、54ページになります。

昨年度と比較して、主な増減額の内容につきましては、職員人件費の給料269万1,000円の増及び職員手当等143万7,000円の増となっております。また、支所庁舎管理事業の需用費、修繕料263万7,000円の減。減額の内容につきましては、平成30年度に高圧受電設備改修の修繕を行ったためでございます。また、委託料が190万円の増となっております。増額の内容につきましては、支所清掃業務委託、支所警備業務委託が3年契約の切りかえ年度となっております、指名競争入札の結果、増額となりました。

説明につきましては以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

総務課長 すみません。追加で申しわけございませんが、委員会への報告といたしまして、シティプロモーション推進室の設置とその任期付職員の採用についてちょっとご報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

お手元にただいま資料配付させていただきましたが、ごらんいただきたいと思っております。

内容のほうを説明させていただきます。

シティプロモーション推進室の新設及び任期付職員の採用についてということでございます。

昨年の11月の総務生活常任委員会においても説明をいたしました。今後、シティプロモーション推進をするに当たりまして、部署を設置して任期付の職員を採用するというところでございます。まず、部署の組織の名称でございますけれども、現在の秘書広聴課の下にシティプロモーション推進室というのを設置しまして、その下にシティプロモーション推進グループというのを設置いたします。

このシティプロモーション推進グループは、現在広報グループというのがあったんですが、広報グループを廃止しましてシティプロモーション推進グループというふうにあわせて実施いたします。

それから、室長でございますが、高島俊久、56歳でございます。

選考理由でございますが、プレゼンテーションを行いまして、その中で審査をしたわけでございますが、その内容といたしましては、那珂市の資産を活用しながら地道に推進していくというような考えをお持ちの方でありまして、本年度、国体が開催されるということで、それを絶好の機会というふうに捉えまして、職員一丸となって取り組んでいくというような内容でございました。

経歴でございますが、中国、ロシア、マレーシアなど海外勤務経験や会社の経営等にも携わった方でございます。それから、外国人観光客のインバウンドに対しても現在興味を持っているということもお話をされておりまして、国際感覚が豊かな人物であるということでございます。

あと、人物については誠実で温厚な方であり、知識や経験も豊富な人物でありま

して、職員の今後リーダーとして活躍してくれるというような人物であるというふうに評価をいたしたところでございます。

その後ろに簡単な略歴を掲載しておりますので、ごらんいただければと思います。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑等ございませんか。

助川委員 現住所はどちらなのでしょう。那珂市出生の方なんですかね。

総務課長 この方の現住所は、千葉県の柏市でございます。

総務部長 追加で説明いたしますと、もともとお父さん、父親が那珂市の鴻巣の出身でして、鴻巣の高島さんということで、本人はお父さんの仕事の関係で、那珂市には住んではいなかったんですけども、ただ、何度も小さいころから那珂市を行き来しているというようなお話は聞いております。

委員長 ほかに。

笹島委員 そうすると、これ推進室長というのは、1つ、どういう仕事するのかと、あと、何年かの任期と、あとはこれ常勤で働くのかな。その3点ちょっと。

総務課長 まず、任期は3年ということで、任期付職員ということで、普通的那珂市の職員として働いて、職員と同じ待遇、処遇、身分で働いてもらうことになります。仕事の内容といたしましては、シティプロモーション全般にかかわってもらうような形で考えております。現在、シティプロモーションといういろんなやり方があったり、いろんな考え方があったり、那珂市をPRしていくに当たり、それにかかわる全てのシティプロモーションのリーダーとして、職員のリーダーとして担ってやってもらうということです。

笹島委員 これ柏市だと、柏市からこっちに毎日通ってくるのかな。

総務課長 面接のときにちょっと聞いたところによると、こっちに実家があるらしいということです。もしかすると、こっちにお住まいで、そのまま通うということをお聞きしております。

笹島委員 はい、わかりました。

委員長 ほかに。

(なし)

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後2時30分）

再開（午後2時31分）

委員長 再開いたします。

税務課及び収納課が出席いたしました。

議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算（税務課及び収納課所管部分）を議題といたします。

歳入、1款市税について説明を求めます。

税務課長 税務課長の柴田です。外3名が出席しております。よろしくお願ひいたしま

す。

収納課長 収納課長の飛田です。外2名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

税務課長 それでは、予算書の13ページをお開き願ひます。

款、項、予算額の順に説明いたします。

1 款市税、1 項市民税29億9,959万4,000円。市民税は個人市民税と法人市民税の合計になっております。

続きまして、2 項固定資産税32億7,022万5,000円。固定資産税は、固定資産税と国有資産等所在市町村交付金及び納付金の合計になっております。

続きまして、このページと14ページにわたりまして、3 項軽自動車税、予算額1億7,395万7,000円。

14ページでございます。

4 項市たばこ税 3 億7,905万円。

5 項都市計画税 3 億1,211万9,000円。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 続いて、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費、2 項徴税費、1 目税務総務費、2 目賦課徴収費について説明を求めます。

税務課長 予算書の55ページをお開き願ひます。

諸費について説明を申し上げます。

右側の説明欄の丸印、上から3番目に記載されております市税等過誤納還付金1,400万円。

続きまして、56ページをお開きください。

中段からやや下の段になります。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費 1 億8,243万9,000円。税務総務費は職員人件費、税務総務事務費、固定資産評価審査委員会設置事業の3事業でございます。このうち、固定資産評価審査委員会設置事業は総務課の所管の事業となります。

続きまして、57ページをごらんください。

中段から少し下の段でございます。

2 目賦課徴収費 1 億594万9,000円でございます。

賦課徴収費は、賦課事務費、徴収事務費、固定資産課税台帳整備事業の3事業でございます。

固定資産課税台帳整備事業につきましては、主要事業説明書の20ページにございます。こちらにつきましては、前年と比べまして約2,850万円の増額になっておりますが、その主な理由といたしましては、平成33年評価替えに向けまして、標準宅地の不動産鑑定評価委託業務を計上したことによるものでございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 55ページの市税過誤納還付金なんですけれども、これは指摘されて、こちらから気づいて、相手のほうにという、ちょっと教えてくれますか。

税務課長 いろんなケースがございます。税務課側で気がついて、間違っていたという場合。さらには、例えば固定資産税とかでお客様のほうから額がということで確認しましたところ、実は滅失になっていた家屋があったとか、そういったものを気がついた場合に訂正したもの。さらには、減額更正といまして課税の更正、例えば、個人の市県民税で過去にさかのぼって扶養とか医療費控除とか、生命保険の控除とか、そういったものについて、確定申告なされた場合に市県民税のほうもそれに付随して減額になって、その更正減という、いろんなケースがございます。必ずしも市側の課税誤りだけではございません。

以上でございます。

笹島委員 なかなか納税者から自分のあれというんですか、間違いを見つけるというのは難しいですね。比較検討が去年からちょっと変わっているとか云々だったらしいけれども、どういうケースが多いんですか、やはり、指摘される場合は。

税務課長 やはり想定されるものとしては前年度と比較して税額がふえている場合とか、そういったケースかと思われま。

笹島委員 特に固定資産税云々だと、今3年に一遍ぐらい上空から写真撮影して云々という、地目が違う場合によくもめるケースありますよね。今言っていた、宅地なのか、それから、そこが以前のまま畑なのかとかそういう場合、その逆もあるわけでしょう。指摘して行って云々というのは、ごめんなさい、逆じゃないわ。今言っていた食い違いつてあるわけでしょう。向こうの指摘したところが。要するに、航空写真を撮らない以前と航空写真撮ったら発覚してしまったという、見解の違いが出る場合あるでしょう。そうすると指摘する場合もあるんでしょう。指摘されている場合も。

税務課長 過去の航空写真等を見比べたりしながら、現況をあと調査に行きながら、実情を把握した上で、是正すべきものは是正させていただいております。

以上でございます。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後2時40分）

再開（午後2時41分）

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席いたしました。

議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算（市民協働課所管部分）を議題いたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費について説明を求めます。

市民協働課長 市民協働課、課長の玉川でございます。外2名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書の45ページをお開き願ひます。また、主要事業説明書につきましては、24ページから28ページまでが当課の事業となっております。よろしくお願ひいたします。

改めまして、予算書の45ページをごらんください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

下段でございます。

2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費、本年度予算額2億2,100万9,000円でございます。前年度と比較しまして48万4,000円の増となっております。

この目で大きく増減のあった事業でございますが、50ページをお開き願ひます。

一番下の事業になります。四中学区コミュニティセンター整備事業につきましては、委託料として測量設計、不動産鑑定を計上したことから、前年度より890万4,000円の増となっております。また、事業が完了したことから、予算書には記載がございませんが、戸多地区交流センター整備事業につきましては、これまで交流センターとして利用してきました旧戸多幼稚園の園舎の解体工事が今年度で完了いたしまして、873万円の減となっております。

7目コミュニティ費の説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、1項総務管理費、8目男女共同参画推進費、9目国際・市民交流費、14目諸費について説明を求めます。

市民協働課長 続きまして、51ページになります。

中段でございます。2款総務費、1項総務管理費、8目男女共同参画推進費、本年度予算額237万1,000円でございます。前年度と比較いたしまして9万5,000円の減となっております。

続きまして、次の段になります。

2款総務費、1項総務管理費、9目国際・市民交流費。本年度予算額1,412万3,000円でございます。前年度と比較いたしまして167万6,000円の増となっております。増額の主な理由でございますが、国際交流推進事業につきましては、渡航費用の値上がりを考慮したことと、中学生をオウクリッジに派遣する際の経由地のほうを変更したことが増額の理由となっております。また、友好都市交流事業につきましては、平成31年度が横手市との友好都市締結15周年に当たることから、パネル展を記念事業として予算を計上したことで増額となっております。

続きまして、55ページをお開き願ひます。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、本年度予算額4,365万8,000円でございます。この目で市民協働課が所管しているのは、56ページになります。

ふれあいパーティー開催支援事業になります。予算額は61万円で、平成30年度同

様、商工会青年部へ委託し実施する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 国際交流のほうですけれども、167万円。これは、上がったのは空港税か何かのアップか、観光税か何かのあれかな。

市民協働課長 167万円上がった中身でございますけれども、まず中学校の派遣事業、オークリッジの渡航費に加えまして、オークリッジに入る前の経由地というところを従来のオーランドからナッシュビルという領事館がある都市に変えたことによるものでございます。

笹島委員 要するに航空運賃が上がったということですか。

市民協働課長 それも十分考慮してございます。

笹島委員 何人ぐらい行くんでしたっけ、毎年これは。

市民協働課長 生徒が10名、引率が2名、合わせて12名が行く予定になってございます。

笹島委員 これ、どういう選び方しているんでしたっけ。

市民協働課長 まず、各中学校に依頼をいたしまして、その中で募集をかけて、人数に応じまして審査会というものを教育委員会とあわせて行いまして、その中で決定してございます。

笹島委員 オークリッジのほうへ交流で行かれて、あとは帰ってきてという。何か戻ってきた子のプラスの面ってあるんですか、やっぱりこういう交流というのは。

市民協働課長 やはり生の英会話を味わうといいますか、体験してすることで当然英会話というか、英語力に関しても積極的に話をするようになるというお話は聞いてございます。

笹島委員 あと、台南市というのも、これは去年から始まったんですか。

市民協働課長 台南市との実際の市民の交流につきましては、平成29年度から始まってございます。

笹島委員 どういうことをやっているんですか、これは。

市民協働課長 まずは、台南市でもちょっと今盛んにやられているグラウンドゴルフという競技を通じて、那珂市のグラウンドゴルフ連盟に交流の主体となっていただいで始まったのが平成29年でございます。

笹島委員 一部のそのグラウンドゴルフの組織団体の人たちが自費で行っているわけか、これは。

市民協働課長 まずは一つの取りかかりとしてグラウンドゴルフを開始してございます。旅費については、10分の6が個人負担、10分の4が市の負担ということでやってございます。

笹島委員 向こうからも交流で来るわけでしょう、台南からも。お互い、国際交流だから、一方的に行っているわけじゃないよね。

市民協働課長 まずは、これから交流をしていきたいと思いますという、今そういった段階でございますので、平成29年度、あと今年度予定している事業とすれば、こちらからお邪魔すると。実際に、交流に関して友好の協定みたいなものをこれから結ぶこと

になるんですが、そういった際には、今度どういった交流になるかというのは、その中で相手先とお話しをしながら決定をしたいと思っております。

笹島委員 今ちょっと引っかけたんだけれども、一部のそういう同好会じゃないわね、グラウンドゴルフのあれだけ行ったらまずくないんですか。そのための、10分の4補助して行っている。いろんな組織団体があるんだけれども、ちょっと意味がわからないんだよね。何のために行って、何でグラウンドゴルフのこの人たちが行かないといけないという、国際交流。

オークリッジはわかりますよね。向こうからも来ていただいていますよね。お互い、相互交換ですよ。今度は、台南市のほうはごく一部のグラウンドゴルフの人たちが行って、何しているかわからないけれども、どんな交流するかわからないけれども、向こうからもまだ来るようなあれもないというと、一部の団体の人たちがというふうで、何のつながりというかな、目的とかということがちょっと私、察しが今できないんですけれども、どうなんですか、その辺。

市民協働課長 まずは、これ市と市ではなくて、那珂市の国際交流協会と台南市の台日友好交流協会というところで交流を始めましょう。当時、水戸市からいろんなお話、ご紹介をいただいて、そこから少しずつ始まったものでございます。一部の団体というお話がございましたと思いますが、まずはその取りかかりとして、台南市でも盛んにやっているグラウンドゴルフというところにちょっと私どもも目をつけてお願いしたというところでございます。今後につきましては、さまざまな活動団体にお声かけをしながら、幅広くやっという考えでございます。

以上でございます。

笹島委員 でも、そんなことやったらクレームつくよ。こういう一部のそういう団体云々だけをという。いつまでやっているかわからないけれども、いろんな各種団体があるわけでしょう。どういう交流云々というのは俺よくわからないんですけれども、平成29年から始まっているでしょう、平成30年、今年もまた同じ人たちが行くわけでしょう。じゃないんだ。

市民協働課長 おっしゃるとおり、今のところは委員のおっしゃるようなグラウンドゴルフでの交流を考えてございます。

笹島委員 それ、クレームつくよって、だからそういうあれは。ある程度公平に、どういう、きちんと目的を持ったものじゃないと。何かちょっと私は違和感を感じたんだけれども、まあいいですよ、別に。

君嶋委員 同じく確認させていただきたいんですけれども、この台南市との友好都市という、このように交流を深めるようになった理由。先ほど、国際交流の、水戸市からも言われたということで話が出ましたけれども、実際どういう理由でつながりができたのか。そこをちょっと、もう一度確認をお願いします。

市民協働課長 平成26年に水戸市のほうから台南市、昔、太平洋戦争時代に那珂市に当時本籍があった杉浦茂峰さんという方が台南市で戦死したと。そのときの亡くなり方が戦闘機で墜落したみたいなんです、そのときに集落を避けてたくさんの人を逆に救ってくれたと、そういうことがございまして、台南市のほうでは神様のよう

に扱われている方だと、そういう方がいるんですけどもというお話を、当時、平戸市が台南市と交流をしまして、水戸市にそういったお話があったそうなんです。水戸市のほうでは、那珂市のほうじゃないですか、そういう方いらっしゃいますよねとお話をいただいて、それをきっかけに交流を進めていこうという、それがきっかけでございます。

君嶋委員　じゃ、水戸市は交流はしていないんですか。

市民協働課長　水戸市としては、中国との関係もあるということで、市としては行っていないということは聞いてございます。

委員長　ちょっと私からいいですか、これ。

北茨城とか東京とか、やっぱり国際交流ということ絡めてやっていると思うんです。たまたま私が行ったときにいろいろありまして、いろんな人と会って名刺をいただきましたけれども、もう茨城県ばかりなんです。茨城県というのは何件かありますけれども、大体国際交流関係でやっていると思うんです。毎年お祭りがあるんですよね。神社があって、飛虎将軍の。そこにいっぱいの方がお参りに、もうしょっちゅう行くんですよ。そういう人なんです。その関係で、那珂市としても交流を図ろうかなと、ひたちなか市の出身の方ということで。そういうことで、先ほど言ったように、なったんじゃないかなと思います。

以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後2時55分）

再開（午後2時56分）

委員長　再開いたします。

市民課が出席いたしました。

議案第17号　平成31年度那珂市一般会計予算（市民課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、2目一般旅券発給費について説明を求めます。

市民課長　市民課長の関でございます。外2名が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、予算書の59ページをお開き願います。主要事業説明書は29ページから32ページが市民課の所管分となります。

款、項、目、本年度予算額の順にご説明いたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1億333万1,000円でございます。前年度と比較いたしまして372万円の減となっております。主な理由といたしましては、職員人件費が減になっていることによるものでございます。

次のページ、60ページをお開き願います。

2目一般旅券発給費、本年度予算額244万4,000円でございます。こちらは、パスポート発給申請書の受け付けとパスポートの交付等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費について説明を求めます。

市民課長 それでは、予算書の90ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、本年度予算額8,264万8,000円でございます。市民課の所管分といたしましては、次のページの、91ページの説明の欄の下から2番目、那珂聖苑管理事業4,202万7,000円でございます。前年度と比較いたしまして612万円の減となっております。主な理由といたしましては、火葬炉を制御するためのシステムの更新が終了したことによります修繕料の減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 那珂聖苑管理事業って指定管理者に委託してまだ間もなかったんでしたっけ。

成果というのは出ていなかったよね。

市民課長 今年が1年目で、来年が2年目になります。

笹島委員 そうすると、前の直営と指定管理者とあれて、効果のほどというのはわかるわけですか。

市民課長 まず、経費の削減ということで、同じ予算、平成29年度と今年度比較いたしますと500万円ぐらいの削減になっております。そのほか、お客様の皆様のためのご意見箱の設置とか、受け付けスペースとかに写真などの思い出の品を飾っていただくようなこととか、あと遺族や参列者のために事務室で香典袋とか、あと胎子や分骨者のための小さな骨壺などの販売とかを行いましてサービス向上に努めているところでございます。

以上でございます。

委員長 以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を3時10分といたします。

休憩（午後3時00分）

再開（午後3時12分）

委員長 再開いたします。

環境課が出席しました。

議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算（環境課所管部分）を議題といたします。

歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、2目一般廃棄物処理費について説明を求めます。

環境課長 環境課長の竹でございます。外2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

予算書の90ページをお開き願います。

款、項、目、本年度予算額の順に読み上げてまいります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費8,264万8,000円。このうち、環境課分は1,497万1,000円でございます。内訳は、90ページの環境審議会事業、衛生害虫等対策事業、狂犬病予防事象、環境保全対策事業。91ページの公園墓地事業特別会計繰出金及び環境活動啓発事業。92ページになりますが、P C Bの汚染物質対策事業でございます。この中のP C B汚染対策事業でございますが、昨年度より高濃度廃棄物の処理量が約39キロ少なくなっておりますので、70万8,000円ほど減額となっております。平成28年度から平成31年度までの4年間で計画分の処理分が終了となります。

続きまして、同じく92ページ。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費4億9,260万8,000円。内訳は、清掃総務事業費、ゴミ啓発等推進事業、93ページの大宮中央環境整備組合負担金でございます。この中で大宮中央環境整備組合負担金が119万4,000円の減額となっております。こちらにつきましては、し尿処理施設の堆肥化等の施設改良工事が終了したことによりまして今回の減額となっております。

続きまして、同じく93ページ。

4款衛生費、2項清掃費、2目一般廃棄物処理費1億365万6,000円。内訳は、家庭系可燃ゴミ収集事業、不法投棄廃棄物撤去事業でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 93ページ、可燃ゴミ収集事業。これは、ゴミ袋は今度値上げするんですか。

環境課長補佐 今回、値上げする予定はありません。

委員長 ございませんか。

(なし)

委員長 次に、6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費について説明を求めます。

環境課長 109ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費382万6,000円。こちらは、消費生活センター分の予算でございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 これ、オレオレ詐欺なんかというとき、ここで対応しているんだっけ、そういうあれは。余り関係ないか。

環境課長 こちらで対応しております。

笹島委員 どういう対応をしているんですか、これは。

環境課長 こちらにつきましては、消費生活センターにつきましては、相談員が2人おりまして、一般の市民の方の相談業務とか、あとは街頭啓発事業、また出前講座、消費者の生活展の実施をしております。

以上でございます。

笹島委員 余り、そのオレオレ詐欺に遭った人がどうしていいとか云々というのは、那珂市って結構多いんですね、それが。オレオレ詐欺に狙われやすいところで、皆タンス預金しているみたいだから。それで、どうなんですか、これ。そういう相談ってここまで来ないか、役所までは。

環境課長 こちらの相談業務につきましてですが、今まで相談件数といたしましては285件ほど来ております。前回、5月ごろになるんですけども、こちらのほう、はがきで法務省の管轄支局というふうなことで民間訴訟小口センターというような名目ではがきが市民の方にかなり届いたというような状況で、こちらのほうも対応しております。

笹島委員 そういうものに対して、どういう対処法をして対応しているのかな、それは。警察とも連携したりとか、消費者に対してどのようなアドバイスしたとか、ちょっと具体的に教えてくださいか。

環境課長 こちらにつきましてははがきで来ましたので、この件につきましては電話とかそういうものはしないようにというようなことでやっています。

委員長 よろしいか。

笹島委員 ちよつとごめんなさい。はがきだけでなく、ほか電話とか来るとかというあれでしょう。そういうものに対してはどういう対処しているのかな。はがきだけってごく一部ですよ。ほとんどがやっぱり、あと家庭訪問もあるのかな。後宅配によってのものもあるのかな。要するに、宅配だと品物を送りつけていって、そのまま現金引換えの分という物もありますよね。それから、もう一つ、電話にての勧誘の部分ありますよね。今言っていた、今はもうATM機のほうへ行ってください云々あるかどうかわからないですけども、非常に、日々変わってきていますよね。やり方がどんどん巧みになってきていますから、それに対応していかなきゃいけないでしょう、指導というかアドバイスするほうはね。その対処方法も、やはりいろんな例を学んだりとか、いろんな指導を受けて、今言っている受けるほうもやらなきゃいけないですよ。そういうのを、ちよつと2点伺います。

環境課長補佐 最近の相談件数でふえてきてございますのが、スマートフォンとかネット系で、最初は無料だということで進めていたものが途中から有料になって高額になってきた、そういう相談が後半、前半ははがきの相談が多かったんですけども、後半はそういうふうな相談が多くなっています。これについては、専門の研修を行った相談員が2名おりますので、その方が本人と面談、相手方の業者の間に入って解決に向けて進めていくと。そういうふうな対応をさせていただきます。

委員長 ございませんか。

助川委員 最近テレビや新聞等でアポ電詐欺というふうな、アポ電、一度電話で問い合わせられてというようなことの被害が発生しているようだけれども、那珂市にはそういう相談はまだないですか。

環境課長補佐 今のところありません。

委員長 以上で質疑を終結いたします。

続きまして、議案第20号 平成31年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

環境課長 235ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

議案第20号 平成31年度那珂市公園墓地事業特別会計予算になります。

241ページをお開き願います。

歳入でございます。

款、項、目、本年度の順に読み上げてまいります。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目墓地使用料500万円。2 項手数料、1 目墓地手数料3,000円。

2 款管理料、1 項管理料、1 目墓地管理料480万4,000円。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金1,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金309万2,000円。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 続きまして、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

環境課長 242ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費695万4,000円。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金570万円。

次のページ、243ページをお願いいたします。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費24万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3 時22分)

再開 (午後 3 時23分)

委員長 再開します。

防災課が出席いたしました。

議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算（防災課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、11目原子力対策費、14目諸費について説明を求めます。

防災課長 防災課、桧山でございます。外3名出席しております。よろしくお願いいたします。

では、予算書の52ページをお開き願います。

では、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、予算額529万1,000円でございます。前年度と比較いたしまして2万円の増となっております。ここでは、交通安全教室や交通安全キャンペーンなどの交通安全の推進に関する事業を実施しているところでございます。

下の段になります。

11目原子力対策費、予算額590万5,000円でございます。前年度と比較いたしまして189万7,000円の増となっております。ここでは原子力対策に関する事業を実施しているところでございます。予算増の主な理由といたしましては、避難ガイドマップ改定版の作成費用や原子力専門委員会の委員の出席日数がふえることによる委員報酬の増となっておりますのでございます。

次、55ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、予算額4,365万8,000円でございます。この目で当課が所管するのは、中段にあります防犯事業と、次のページ、56ページにあります空き家対策協議会設置事業の2つの事業でございます。

防犯事業では、防犯カメラの設置工事や地区の防犯灯の設置費補助を行っており、空き家対策協議会設置事業につきましては、空き家等対策計画の作成や特定空き家につきまして協議する那珂市空き家等対策協議会の委員報酬となっております。

14目までは以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

助川委員 防犯灯のLED化というのは設置件数の何%ぐらいまで終わったんでしょうか。

防災G長 お答えいたします。

現在、那珂市内にある防犯灯の総数が3,000灯以上あるんですけれども、そのうち30%ぐらいがLED化が進んでおるということでございます。

以上でございます。

助川委員 毎年度予算の範囲内でLED化を進めておられると思いますけれども、あとのぐらいの年月かかりますかね、LED化、全てということになると。

防災G長 お答えいたします。

平成30年度から5年計画で、平成34年までの間、防犯灯の設置の補助については

増額を対応させていただいております、その中で完了する予定となっております。

以上でございます。

助川委員 100%完了という予定でいるということですか。

防災G長 はい。

委員長 次に、2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費について説明を求めます。

防災課長 67ページをお開きください。

2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費、予算額395万5,000円でございます。前年度と比較いたしまして101万6,000円の減となっております。ここでは、福島県から避難している東日本大震災による被災者の家賃補助や福島原発事故による市民の不安を解消するための放射性物質検査、空間放射線量測定などの事業を実施しているところでございます。

以上です。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 2013年の福島第一原発の、こちらのほうに来た人の借り上げですか、これはまだ残っていらっしゃるんですか。定住の人も何人かいらっしゃるのかって、内訳わかりますか。

防災課長 これに関しましては、私どものほうでは市のほうから家賃を出しているというものだけ数を把握しております、平成31年度は2世帯でございます。

基本的に定住ではないです。あくまでも住宅を借りて、こちらで補助をしているというところでございます。

こちらでは、定住、ほかの、あくまでも補助している方しか把握しておりませんので、定住している人数は、申しわけないですけれども、把握しておりません。

笹島委員 じゃ、誰かはわかるはずだ、それは。そのままこちらのほうに、福島から今避難してきた人が那珂市がとても気に入ったということで、そのまま定住されている方もいらっしゃるんですね。今の人口減にとっては大切な人たちなんですけれども、そういうのは何人ぐらいいらっしゃるというのはそこではわからないということですね。どこでわかるの、それは。

防災課長 市民課のほうで、引っ越してきた、転入してきたという方はわかりますが、それが原子力の災害のためかどうかというのは把握はしていないと思いますので、現時点では確実にわかるというところは存じ上げません。

以上です。

笹島委員 わかりました。

副委員長 放射線測定やっていますよね。これ、どのくらいの件数やっていますか。

防災課長 まず、平成30年度1月までで、平成30年度の方は353件の食品、これは、放射線を測定したところでございます。これにつきましては、特に学校給食の材料、またはあと保育所等。そして、あと農産物関係で持ち込まれた方のはかかったところでございます。それが年間で353件。ただ、これも1月末というところでございます。

副委員長 公共的なのはあれだけども、一般で持ち込まれている数は把握していますか。

防災課長 69件です。

委員長 いいですか。

次に、8款消防費、1項消防費、5目災害対策費について説明を求めます。

防災課長 125ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、予算額4億768万8,000円でございます。前年度と比較いたしまして3億2,157万6,000円の減となっております。主な理由といたしましては、平成30年度から3カ年で実施しております防災無線のアナログからデジタルの工事、これが3カ年の継続費になっているんですが、平成30年度と平成31年度の年割額が比較しまして下がっているというところが主な理由となっております。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、常任委員会協議報告案件であります。

那珂市地域防災計画の修正についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

防災課長 常任委員会の資料10ページをお開きください。

では、那珂市地域防災計画の修正についてでございます。

この地域防災計画は、地方公共団体が災害対策基本法に基づきまして、災害発生時の応急対策や復旧など災害にかかわる業務に関しまして総合的に定めた計画でございます。

計画の策定については、市の防災会議が国の防災基本計画や原子力災害対策指針、そして県の地域防災計画の内容を反映させ、それぞれの地域の実情に即したものを作成するというもので、那珂市の防災の根幹をなすものでございます。

そして、この那珂市地域防災計画は（自然災害等対策編）と（原子力災害対策編）に分かれておまして、この総務生活常任委員会では（自然災害等対策編）の修正をお諮りいたしまして、原子力安全対策常任委員会のほうで（原子力災害対策編）の修正をお諮りするということでございます。

では、那珂市地域防災計画の修正案の概要でございます。

まず、一部修正の趣旨でございます。

これにつきましては、計画策定の根拠であります災害対策基本法の一部改正をはじめ、上位の計画である国の防災基本計画や県の地域防災計画と融合性を図るため修正するものでございます。

次に、主な修正理由でございます。

これは、前段の一部修正の趣旨に基づきまして分類、整理したものでございます。まず、1つ目が国の防災基本計画の一部修正に伴う修正、2つ目が茨城県地域防

災計画の一部修正に伴う修正、3つ目が内閣府の避難勧告等に関するガイドラインの変更によるもの、4つ目が資料の時点修正によるものでございます。

次に、主な修正項目でございます。

これは主なものを上記4つの修正理由により分類しております。これらについては、1枚めくっていただきまして、添付しております資料、新旧対照表をごらんいただきながら説明させていただきます。

1 ページ目をお開き願います。

まず、この新旧対照表の見方でございます。

一番左側の欄が現行の計画、その右隣りが修正案、そして一番右が備考欄で、修正の理由になっております。修正の方法につきましては、現行の欄で赤いアンダーラインのある個所を修正案のほうで赤文字修正し、修正案の欄のみ赤文字表示になっているものは新たに追加された事項でございます。

まず、1 ページ目は数値の修正や名称の変更によるもので、企業や団体の名称が変更になっております。

2 ページ目をお願いいたします。

2 ページから8 ページまでは国の防災基本計画の修正に準ずる修正でございます。

まず、2 ページ上部の赤文字は、企業の防災意識の向上、促進。下のほうにいきまして、最新の情報通信技術の導入について追加されております。

3 ページ上部では、防災上重要な建物の耐震化について、より具体的に表現され、中ほどから下部、そして次の4 ページにかけては土砂災害に対する警戒、避難体制について体制を整え、詳細に表現されているものでございます。

4 ページ中ほどには大規模盛り土造成地域情報の公開についての項目が追加されております。これは、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において大規模盛り土造成地のがけ崩れや土砂の流出により被害が発生したことによるものでございます。そして、この4 ページ下部から次の5 ページにかけまして、土砂災害警戒情報の活用について、5 ページ中段では医療、救護への情報伝達体制の確立について、それぞれ具体的な表現になっております。

次、6 ページをお願いいたします。

6 ページから7 ページにおきましては、避難や避難所に関するマニュアルの整備及び訓練の必要性についての表現が追加されております。

7 ページ中ほどでは、要配慮者の安全確保について詳細に示されており、これは過去の豪雨や台風で逃げおくれによる多くの死者が出ているということを受けまして、逃げおくれゼロの実現に向け水防法が改正されまして、要配慮者利用施設管理者などによる避難確保計画の作成や避難訓練実施の義務化によるものでございます。下のほうでは、避難行動要支援者の名簿管理についての事項が追加されております。

8 ページをお願いいたします。

8 ページ上部と中ほどにつきましては、職員に対する計画的、継続的な防災研修や被災地への適正な人材派遣について追加されております。8 ページ下部からは内閣の避難勧告等に関するガイドラインによる名称変更に伴う修正で、現行では「避

難準備情報」という名称だったものが、修正案では「避難準備・高齢者等避難開始」になっておりまして、また、現行では「避難指示」という名称だったものが、修正案では「避難指示（緊急）」と修正されております。この名称変更につきましては、近年の台風による水害で高齢者施設において適切な避難行動がとられなかった事例を重く受けとめまして、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするために変更になったというところでございます。この名称変更によるものは8ページから13ページ上部まで続いております。

10ページをお願いいたします。

このページ上部では、躊躇ない避難勧告などの発令のための平常時からの体制構築ということで、これも過去の災害の教訓により、躊躇なく避難勧告などを発令できるよう、平常時から災害時における体制を整えるということで追加されたものでございます。

飛びまして、13ページをお願いいたします。

13ページからは県の地域防災計画の変更に準ずるものでございまして、13ページ上部では医療救護チーム、また災害派遣医療チームへの配慮について、下部では被災者台帳の作成について、次の14ページの上部では避難所の感染症対策について新たに記載されております。

そして、14ページ中ほどから下部に関しましては上位の計画による名称等の変更になっております。

次の15ページでは輸送拠点の開設等について追加されておりまして、中ほどから17ページまでは、先ほどの内閣府の名称変更による変更でございます。

19ページをお開き願います。

ここから最後の25ページまでは防災関係機関の連絡先一覧や災害時応援協定一覧などの参考資料が記載されておりまして、それらの名称の変更や新たな追加がされているところでございます。

内容については以上になりますが、今回、皆様にお諮りいたしまして、今月下旬に開催されます那珂市防災会議において修正ということになります。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

助川委員 これ、避難措置を発令する場合で、開始に当たっては防災無線とかサイレン吹鳴も併用するという事なんだけれども、これサイレンの鳴らし方みたいなのはもうでき上がっているのかな。火災と間違わないような、そういう仕方をするんだろうけれども。

委員長 どなたか。

助川委員 12ページに書いてあるんだよね、下には。

防災G長 お答えいたします。

災害時のこちらのほう、避難勧告や避難指示、こちらに関しましては、それぞれわかりやすいように最初にサイレンか何かを鳴らす形はもう決まっております、

その後こういう内容で避難をしてくださいとか、こちらのほうに避難をしてくださいというような形で報告されますので、住民の方には屋外の防災無線のスピーカーと、それから各家庭に配っております戸別受信機から放送を受信して、避難の行動をしていただくような形になっております。

助川委員 そういった細部に関しての周知徹底はいつから始められるんですか、これ。もう周知始まっているわけか。

防災G長 基本的に自主防災組織を通じて、こういう形で避難の指示がありますとか、こういう形で避難の放送がありますというような事は指示をしておりますので、あとは市で開催する防災訓練とか、各自主防災組織で行っていく訓練の中で、そういう訓練を通してこちらのほうを地域住民の方に広めていただければと思っております。

以上でございます。

助川委員 混乱しないように周知を図っていただきたいのと、とにかく、こういう緊急事態発生の場合には精神的にパニック状況になりつつある、あるいはまたなっている方等の初期行動を促すわけだから、その辺のところには当たっては、周知に当たっては徹底してやっていただかないと混乱がさらに増大しちゃいますんで、その辺のところは周知をしっかりしていただきたいと思います。

以上です。

委員長 ありませんか。

なければ、以上でこの件を終結いたします。

次に、那珂市国民保護計画の修正についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

防災課長 常任委員会の資料15ページをお願いいたします。

では、国民保護計画の修正（案）の概要でございます。

那珂市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、俗にいう国民保護法及び国民の保護に関する基本指針、茨城県国民保護計画などに基づき、テロ行為や武力攻撃といった事態から市民の生活、身体、生命、財産を保護し、市民の安全を確保するというためにつくられたものでございます。

関係法令の改正や市行政組織の変更、データの修正により今回修正を行うものでございます。

主な理由にあります4つの項目によりまして、いくつか主な修正点を説明させていただきます。

次のページ、新旧対照表になります。こちらの、まず28ページをごらんいただきたいと思います。

これは、先ほどの資料の1番の全国瞬時警報システムの運用開始に伴う警報の通知の修正点になります。

まず、この新旧対照表の見方ですが、先ほどの案件でもありました地域防災計画と同じで、左が現行、その右が修正、そして一番右が理由ということとなります。ここでは、近隣の国から弾道ミサイル、攻撃などを受けたとき、国においてボタン

を押すことによりまして人工衛星を介して各市町村の同報系防災行政無線を自動起動させ、屋外拡声子局や戸別受信機からサイレン及びメッセージを伝える仕組みでございます。J-A L E R Tというものでございます。何らかの理由によりましてこの情報が伝達されなかった場合、国と地方公共団体の間で緊急情報通信を行う情報ネットワークシステム（E m - n e t）によって伝達される情報をホームページ等に掲載し周知を図ることが追加されております。このE m - n e t、J-A L E R Tの活用につきましては、28ページから29ページにかけて追記されております。

次に、主な修正内容2でございます。

大規模集客施設等における避難でございます。対照表31ページをお願いいたします。

これにつきましては、下のほうになります。

ここでは、市が大規模集客施設等の施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、滞在者等についても避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとることが追加されております。

次に、主な修正内容3の安否情報の報告時期でございます。対照表36ページをお願いいたします。中ほどになります。

ここでは、安否情報システムでの報告の仕方について、一部変更があったことを表記しております。

常任委員会資料15ページにお戻りいただきたいと思えます。

主な修正内容3までご説明しましたが、4、5、6につきましては、地域防災計画の原子力災害対策編にまとめられた措置に準じた措置、変更となっておりますので、今回は省かせていただきます。

次に、防災基本法の一部改正に伴う修正でございます。

新旧対象表18ページをお願いいたします。

中ほどになります。

左が現行の欄、「災害時要支援者」から修正案の「避難行動要支援者」に修正されております。これは、災害時に自力で避難することが困難で、避難に支援を要する者を避難行動要支援者と新たに規定したため、今回の変更となったところでございます。この変更につきましては、19ページも多くの箇所でも修正されております。

続きまして、市行政組織の改正に伴う修正でございます。

これは新旧対象表13ページをお願いいたします。

中ほどになります。

市の行政組織の表が記載され、各部局における業務が載っております。その名称や業務内容が今回修正されております。この修正につきましては、13ページから15ページ、そして20ページから28ページにかけてそれぞれ修正されているところでございます。

最後に、統計データ等の時点修正になります。

これは、対照表の5ページから11ページに載っておりますが、気象データや国勢

調査等による時点修正になります。

概要説明は以上になりますが、今後の流れといたしましては、今月下旬に那珂市国民保護協議会に諮問をさせていただきます、変更、修正となるところでございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

助川委員 これ、J-ALERTも防災無線の機能が発揮しなくなってしまうと、J-ALERTの発令音声は聞こえなくなっちゃうんでしょう。仮に電源が損失しちゃったという場合。それというのは、3.11のときにうちのほうの地域の、下江戸だったんだけど、防災無線のバッテリーが何かなくなっちゃったみたいで、防災無線の機能を果たさなかったみたいで、そういう事例があったんで、J-ALERTの場合には、特に緊急の場合ですから、生命にかかわるものから逃れるための発令でしようから、そういう日ごろの点検、管理等はしっかりやっておかないと機能が発揮できないと思うんで、その辺のところもしっかりとお願いしたいと思うんですが。

防災課長 その点につきましては、よく管理等はさせていただきたいと思っております。

助川委員 よろしくお願ひします。

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後3時55分）

再開（午後3時56分）

委員長 再開します。

会計課が出席しました。

議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算（会計課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費について説明を求めます。

会計課長 会計課長の小澤です。外1名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

予算書の38ページをお開き願ひします。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費425万6,000円です。

以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ございませんか。

（なし）

委員長 以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後3時58分）

再開（午後3時59分）

委員長 再開いたします。

議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算当委員会の所管部分について討論、採決に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

それでは、議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

皆様、ご苦労さまでした。

以上で総務生活常任委員会を閉会といたします。

閉会 (午後 4 時00分)

令和元年 5月28日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 萩谷 俊行